

埼玉の福祉

令和6年3月改訂



埼玉県 福祉部

【目次】

第1章 埼玉県福祉政策の体系	1
第2章 少子化・高齢化の進展と福祉行政の進め方	2
第3章 地域福祉の推進	20
第4章 生活保護・生活困窮者施策	27
第5章 高齢者福祉施策	31
第6章 障害者支援施策	46
第7章 子供・子育て支援施策	55
第8章 ケアラー支援	68
第9章 虐待防止・権利擁護	72
<埼玉県の総合計画における施策指標>	77

【データ編】

■社会福祉全般	80
■高齢者関係	81
■障害者関係	85
■子供・子育て関係	86

第1章 埼玉県福祉政策の体系

県総合計画		埼玉県5か年計画 ~日本一暮らしやすい埼玉へ~(R4~R8)	
	主な法律	県の計画	市町村の計画
社会福祉	社会福祉法 生活保護法 生活困窮者自立支援法 ホームレス自立支援法	第7期 埼玉県地域福祉支援計画 (R6~R8) 第2期 埼玉県ケアラー支援計画 (R6~R8)	地域福祉計画
高齢者福祉	老人福祉法 地域医療・介護総合促進法 介護保険法 高齢者虐待防止法 高齢者医療確保法 共生社会の実現を推進するための認知症基本法	第9期 埼玉県高齢者支援計画 (R6~R8)	老人福祉計画 介護保険事業計画 認知症施策推進計画
障害者福祉	障害者基本法 身体障害者福祉法 知的障害者福祉法 精神保健福祉法 児童福祉法 発達障害者支援法 障害者総合支援法 障害者虐待防止法 障害者差別解消法 障害者優先調達推進法 障害者雇用促進法 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律	第7期 埼玉県障害者支援計画 (R6~R8)	障害者計画 障害福祉計画 障害児福祉計画
児童福祉	児童福祉法 児童虐待の防止等に関する法律 次世代育成支援対策推進法 子ども・子育て支援法 母子及び父子並びに寡婦福祉法 子どもの貧困対策の推進に関する法律	第4期 埼玉県子育て応援行動計画 (R2~R6)	次世代育成支援行動計画 子ども・子育て支援事業計画 自立促進計画 子どもの貧困対策計画
県条例	<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県福祉のまちづくり条例 ・埼玉県手話言語条例 ・埼玉県ケアラー支援条例 ・被保護者等住居・生活サービス提供事業の適正化等に関する条例 ・埼玉県子どもの権利擁護委員会条例 ・埼玉県共生社会づくり条例 ・埼玉県虐待禁止条例 		

第2章 少子化・高齢化の進展と福祉行政の進め方

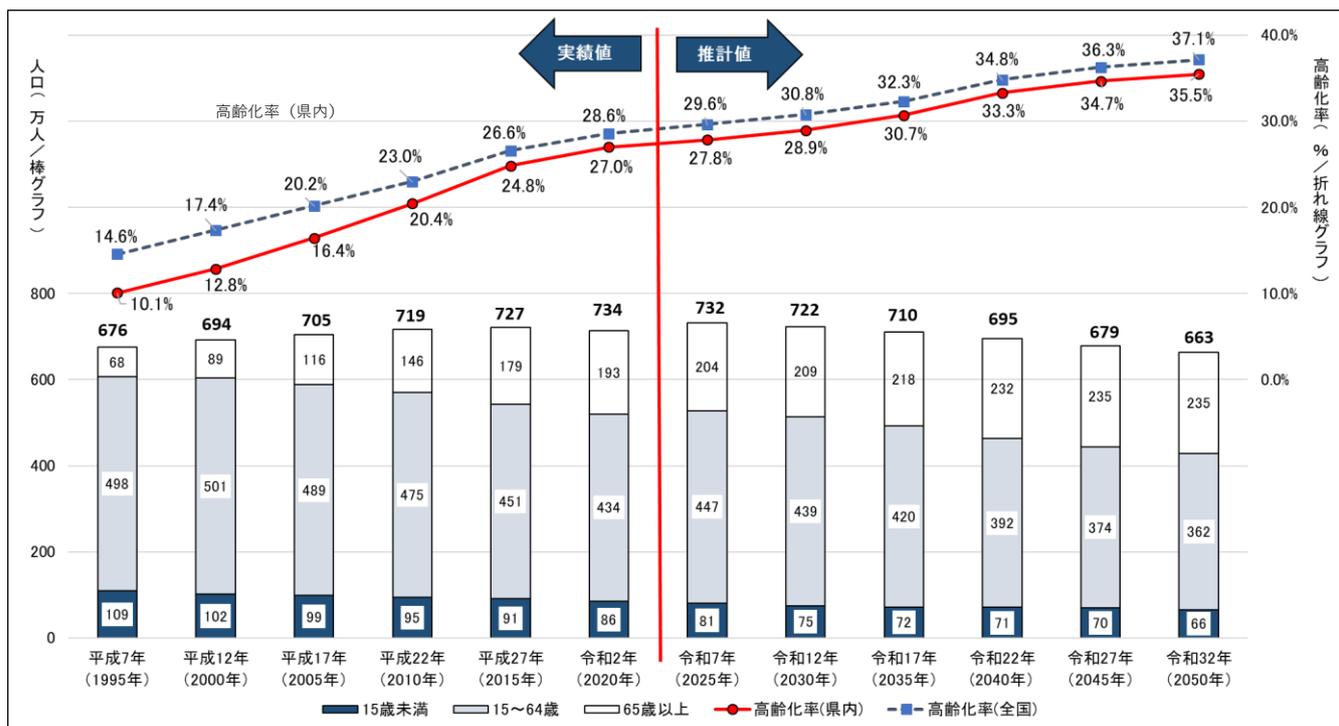
1 将来人口及び高齢化率の見通し

本県の令和2年の総人口は約734万人であり、近年の増加傾向は緩やかなものの、国勢調査の開始からこれまで一貫して増加してきた。一方、高齢者（65歳以上）の人口は約193万人、高齢化率は27.0%といずれも過去最高となっている。

しかし、総人口は間もなく減少に転ずると見込まれており、令和22年には700万人を下回ることが予想される。

また、高齢者の人口は団塊世代が後期高齢者となる令和7年には約204万人（高齢化率27.8%）、団塊ジュニア世代が65歳を迎える令和22年には約232万人（高齢化率33.3%）と増加を続け、今後、高齢化が更に進むと見込まれる。

■本県の人口及び高齢化率の推移と見通し（年齢3区分別）



令和2年までは「国勢調査」（総務省）

令和7年以降は「日本の地域別将来推計人口（令和5(2023)年推計）（国立社会保障・人口問題研究所）

令和2年の高齢化率は不詳補完値による

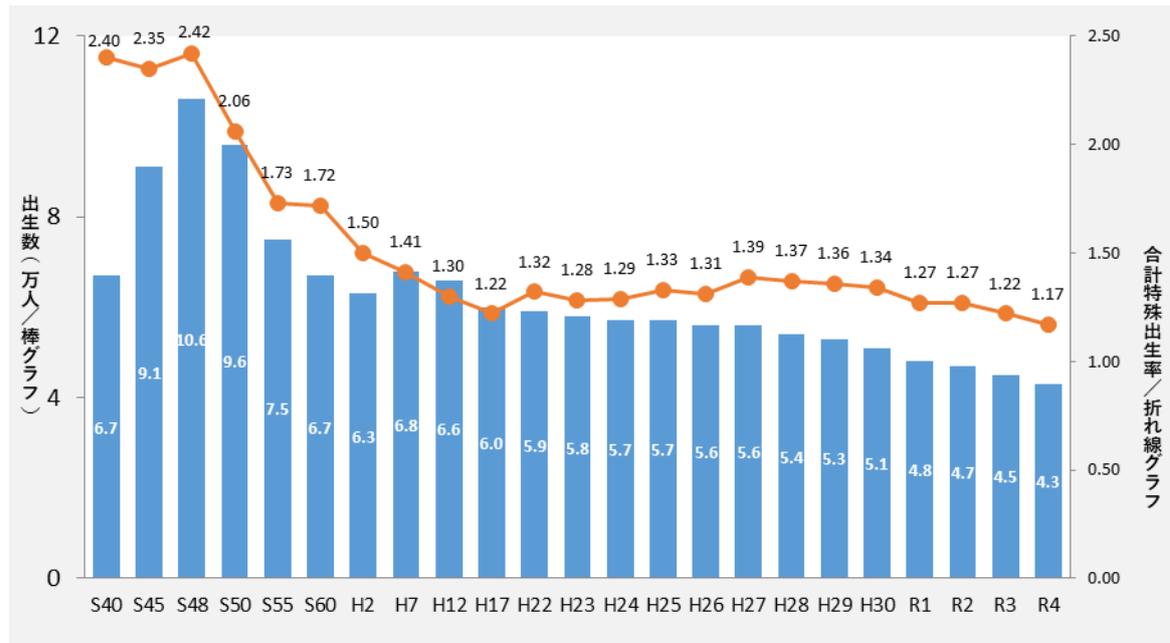
国勢調査の人口総数には、年齢「不詳」を含むため、年齢3区分別人口の合計とは一致しない

2 出生数及び合計特殊出生率の推移

本県における出生数は昭和 48 年（1973 年）以降、平成 2 年（1990 年）頃まで減少を続け、いったん増加したものの平成 12 年（2000 年）頃から減少傾向にある。

合計特殊出生率は昭和 48 年以降減少し、平成 17 年（2005 年）には 1.22 となった。その後増加に転じたものの、近年は再び減少が続いている。

■本県の出生数と合計特殊出生率



厚生労働省「人口動態統計」を基に作成

3 福祉行政の進め方について

本県が目指す将来像を定めた、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの県政運営の基本となる埼玉県5か年計画において、埼玉県の目指す将来像として「安心・安全の追究」、「誰もが輝く社会」、「持続可能な成長」の3つを掲げている。この3つの将来像及び今後見込まれる少子高齢社会の進展を踏まえた福祉行政を進めていく。主な取組は以下のとおりである。

（1）地域福祉の推進

福祉分野ごとの相談支援体制では対応が困難な、世帯の中で課題が複合化・複雑化しているケースなどへの取組など地域福祉の課題に取り組む市町村を支援する。

（2）生活保護・生活困窮者支援

- ① 生活保護受給者と生活困窮者に対し、自立相談支援、学習支援、職業訓練、住宅支援等の切れ目のない支援を実施する。
- ② 生活保護の適正実施に資するため、必要な情報・ノウハウを集積したAIヘルプデスクを構築するとともに、社会保険労務士と連携し年金受給権の再調査等により、被保護者の自立支援を促進する。

（3）高齢者福祉施策

- ① 介護保険制度の安定的な運営を図る。
- ② 高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、生活支援、住まいが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を深化・推進する。
- ③ 認知症の家族介護者向け研修会を開催し、在宅での認知症ケア技術の向上を図る。また、認知症サポーターの養成を引き続き行うことなどで、認知症に対する理解を促進する。
- ④ 認知症の人や家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組みであるチームオレンジの整備を促進する。
- ⑤ 介護に従事していない方、生活スタイルにあわせて働きたい方、高齢者などへの就業支援や優良介護事業所の認証などにより介護人材の確保を図る。また、介護職員の資格取得支援や処遇改善、介護ロボット・ICTの導入による生産性向上等により介護職員の負担軽減を図り、介護職員の定着を支援する。更に、市町村による介護人材の確保や外国人材の受入れ支援などを進める。

(4) 障害者福祉施策

- ① 障害のある人もない人も分け隔てられることなく活動できる共生社会づくりに取り組む。
- ② 障害者が地域の中で共に安心して自立した暮らしが送れるように、相談支援体制の整備、日中活動の場の確保、情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通手段の確保を進める。
- ③ 障害者が生涯を通じて社会の一員として、経済、芸術文化、スポーツなど社会のあらゆる場面に自ら積極的に関わっていけるように支援する。
- ④ 精神障害者が地域の一員として、安心して、自分らしい生活ができるよう支援体制を強化するとともに、訪問型の支援などを進める。

(5) 子供・子育て支援施策

- ① 保育所等の待機児童を解消するため、認可保育所や認定こども園の整備等を行う。
- ② 新卒保育士の県内保育所への就職支援や潜在保育士の復職支援、離職防止などの職場定着支援により保育士確保・定着に取り組む。
- ③ 「放課後児童クラブ」の運営に必要な経費を補助するとともに、利用児童の増加等に対応するため放課後児童クラブの整備を促進する。
- ④ 病児保育施設の整備促進に取り組む市町村を支援する。
- ⑤ 貧困の連鎖を断ち切るため、生活保護世帯及び生活困窮世帯の中学生、高校生を対象とした学習支援（アスポート）を充実するとともに、小学生向けの学習支援や生活支援等を行う「ジュニア・アスポート教室」を実施する。
- ⑥ 児童養護施設等に対して、児童保護措置費の支弁の他、職員の確保や研修に係る補助、児童の学習、社会体験や生活支援に対する補助を実施する。また、退所者に対しては、進学のため低額の住居を提供し相談援助を行う「希望の家」事業のほか、就労・就学等の支援のための資金の貸付や相談援助などの支援を行う退所児童等アフターケア事業所「クローバーハウス」を運営する。

(6) ケアラー支援

全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができる社会づくりに取り組む。

(7) 虐待防止・権利擁護の施策

- ① 児童、高齢者、障害者の各虐待を一元的に規定した「埼玉県虐待禁止条例」及び関係法律等に基づき、虐待の早期発見・早期対応に取り組む。
- ② 相談対応件数が高い水準にある児童虐待については、市町村や警察など関係機関との連携を強化する。
- ③ 朝霞市内に県設置 8 番目の児童相談所（一時保護所併設）を新設整備し、迅速かつ適切な虐待対応を行う（令和 7 年度開設予定）。
- ④ 既存の一時保護所について、「一時保護所の設備及び運営に関する基準」（R6.4.1 施行）に適合した施設とするため、令和 6 年度は中央児童相談所一時保護所の建替えに向けた設計等を行う。
- ⑤ 民間団体と連携し、里親の募集・登録から受託後まで里親を支援する取組などにより、里親の委託を推進する。

4 国及び県における最近の主な福祉行政の動向

(1) 地域福祉・社会福祉関係

年度	法制度等	内容
H27	【国】 生活困窮者自立支援法の施行	生活保護に至る前の段階の自立支援の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うため、所要の措置を講ずることとされた。 <ul style="list-style-type: none"> ■自立相談支援事業〔必須事業〕 ■住居確保給付金の支給〔必須事業〕 ■就労準備支援事業〔任意事業〕 ■一時生活支援事業〔任意事業〕 ■家計相談支援事業〔任意事業〕 ■学習支援事業〔任意事業〕
H28 ※一部 H29 施行	【国】 社会福祉法の一部改正施行	福祉サービスの供給体制の整備・充実を図るため、全ての社会福祉法人の責務として「地域における公益的な取組」が規定された。 埼玉県では法改正の動きに先駆けた独自の取組として、平成 26 年 9 月から、生活困窮者に対する相談支援事業「彩の国あんしんセーフティネット事業」を実施している。
H30	【国】 社会福祉法の一部改正の施行	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『 我が事 』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『 丸ごと 』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会である『 地域共生社会 』の実現に向け、社会福祉法が一部改正された。 <ul style="list-style-type: none"> ■「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括的な支援体制の整備 ・我が事・丸ごとの地域福祉推進の理念を規定 ・市町村が包括的な支援体制づくりに努める ・地域福祉計画の充実

年度	法整備等	内容
H30	<p>【国】 生活困窮者自立支援法等の一部改正の施行 ※一部 R1・R2 施行</p>	<p>生活困窮者等の一層の自立促進を図るため、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化、生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援などの措置を講ずることとされた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■生活困窮者の自立支援の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業の一体的な実施の促進 ・子どもの学習支援事業の強化 ■生活保護制度における自立支援の強化・適正化 <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護世帯の子どもの大学等への進学を支援 ・貧困ビジネス対策 ■ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進 など
R3	<p>【国】 社会福祉法の一部改正の施行</p>	<p>市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、新たな市町村事業（任意）である「重層支援的体制整備事業」を創設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■重層的支援体制整備事業（任意事業） <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活課題を抱える地域住民とその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的・重層的に整備する事業。 ①相談支援 ②参加支援 ③地域づくりに向けた支援 ④継続的な支援（アウトリーチ） ⑤多機関協働による支援 ⑥支援プラン作成

(2) 高齢者福祉施策関係

年度	法制度等	内容
H27 ※ 一 部 H26・ H28 H30 施行	【国】 介護保険法の一部 改正施行	地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実（在宅医療・介護連携の推進、生活支援の充実等）や全国一律の予防給付（訪問介護・通所介護）を市町村が取り組む地域支援事業に移行して多様化するなど、介護、医療、生活支援、介護予防の充実を図ることとされた。 ■在宅医療・介護連携の推進 ■認知症施策の推進 ■地域ケア会議の推進 ■生活支援サービスの充実・強化 ・「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置 ・多様な主体による生活支援・介護予防サービスの重層的な提供 ・総合事業と生活支援サービスの充実 など
H28	【県】 「支えられる人」から「社会を共に担う人」へ「シニアの活躍推進」	豊富な知識や経験を持つ元気な高齢者が、社会の担い手として就業やボランティア活動など様々な分野において長く健康で活躍できる社会の構築を目指す。 ■健康寿命を延伸し、地域で暮らし続けられる仕組みづくり ■社会参加を促進する取り組み
H28	【国】 成年後見制度の利用促進に関する法律の施行	成年後見制度が十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定された。
H30	【国】 介護保険法の一部 改正の施行	高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組や都道府県による保険者支援の取組の実施が制度化された。 また、慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れや看取り・ターミナルケア及び生活施設としての機能を備えた新たな介護保険施設「介護医療院」が創設された。 さらに、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに共生型サービスが位置付けられた。

年度	法制度等	内容
R1	【国】 認知症施策推進大綱	認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進。
R3	介護保険法・老人福祉法の一部改正	<p>地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化などが規定された。</p> <p>①地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定 ・ 市町村の地域支援事業における関連データの活用 ・ 介護保険事業（支援）計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化 <p>②医療・介護のデータ基盤の整備の推進</p> <p>③介護人材確保及び業務効率化の取組の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険事業（支援）計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加 ・ 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。 ・ 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長
R6	【国】 共生社会の実現を推進するための認知症基本法施行	認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に基本理念が示され、国・地方公共団体は基本理念にのっとり、施策を策定・実施する責務を有することなどが規定された。

(3) 障害者福祉施策関係

年度	法制度等	内容
H28	【県】 埼玉県手話言語条例の施行	手話は独自の体系をもつ言語であり、文化的所産であることを理解し、ろう者とろう者以外の者が手話により意思疎通を行う権利を尊重するもの。
H30	【国】 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律	障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障害者が個性と能力を発揮し、社会参加を促進することを目的としている。
R1	【国】 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律	視覚障害者等（視覚障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することにより、障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的としている。
R3	【国】 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、基本理念、国や地方公共団体等の責務を明らかにし、支援に係る施策や医療的ケア児支援センターの指定等について定めることにより、医療的ケア児の健やかな成長、家族の離職の防止、安心して子どもを産み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的としている。
R4	【国】 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法	全ての障害者が、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加するためには、その必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができることが極めて重要であることに鑑み、基本理念、国、地方公共団体の責務を明らかにするとともに施策の基本となる事項を定めること等により、施策を総合的に推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としている。
R6 ※一部 R5 年施行	【国】 精神保健福祉法の一部改正施行	目的規定における権利擁護の明確化などの措置を講じている。 <ul style="list-style-type: none"> ■医療保護入院の入院手続等 ■措置入院者の退院促進措置等 ■入院者訪問支援事業 ■虐待の防止 ■精神保健に関する相談支援体制の整備 など

年度	法制度等	内容
R6	<p>【国】</p> <p>障害者差別解消法の一部改正施行</p>	<p>障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者による合理的配慮の提供の義務化などが規定された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加 ■事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化 ■障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加 ・国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化 ・地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報（事例等）の収集、整理及び提供に努める
R6	<p>【県】</p> <p>埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例(埼玉県共生社会づくり条例)の一部改正施行</p>	<p>障害者差別解消法の一部改正に伴い、事業者による合理的配慮の提供の義務化が規定された。</p>
R6	<p>【国】</p> <p>障害者総合支援法の一部改正施行</p>	<p>障害者が自らの希望する地域生活を実現するための支援の充実に関する事項などが規定された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■障害者が自らの希望する地域生活を実現するための支援の充実に関する事項 ■障害者が自らの希望する就労を実現するための支援の充実に関する事項 ■障害者等の福祉の増進のための調査、分析等及び匿名障害福祉関連情報の利用又は提供に関する仕組みの創設に関する事項

年度	法制度等	内容
R6 ※一 部 R5 年等 施行	【国】 障害者雇用促進法 の一部改正施行	雇用の質の向上に向けた事業主の責務の明確化に関する 事項などが規定された。 ■雇用の質の向上に向けた事業主の責務の明確化に関する 事項 ■障害者雇用と障害者福祉の連携の促進に関する事項 ■障害者の多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進 に関する事項 ■障害者雇用の質の向上の推進に関する事項

(4) 子供・子育て支援施策

年度	法制度等	内容
H27	<p>【国】 子ども・子育て 関連3法の施行</p>	<p>市町村が実施主体となり、幼児期の学校教育・保育や地域 子育て支援拠点、放課後児童クラブなど地域の実情に応 じた子ども・子育て支援を総合的に推進することとされ た。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施 設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給 付」）の創設 ■認定こども園制度の改善 ■地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実 など
H27	<p>【国】 すべての子供の 安心と希望の実 現プロジェクト</p>	<p>子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき設置され た子どもの貧困対策会議において、ひとり親家庭・多子世 帯等自立応援プロジェクトと児童虐待防止対策強化プロ ジェクトからなる「すべての子どもの安心と希望の実現 プロジェクト」が決定された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■子供の居場所づくり ■子供の学習支援の充実 ■子供の未来応援国民運動の推進 ■子供の未来応援地域ネットワーク形成支援 など
H29 ※一部 H28年 施行	<p>【国】 児童福祉法の一 部改正施行</p>	<p>全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について 発生予防から自立支援まで対策のさらなる強化等を図る ため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、市町村及 び児童相談所の体制強化、里親委託等の推進などの措置 を講ずることとされた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■児童福祉法の理念の明確化 ■児童虐待の発生予防 ■児童虐待発生時の迅速・的確な対応 <ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策地域協議会の調整機関に専門職配置 ・児童相談所に弁護士等を配置 ■被虐待児童への自立支援 <ul style="list-style-type: none"> ・養子縁組里親を法定化するとともに、都道府県の業務 として養子縁組に関する相談・支援を位置づけ

年度	法制度等	内容
H29	【国】 「子育て安心プラン」の公表	25歳から44歳の女性就業率の上昇や、保育の利用希望の増加が見込まれることから、2017年6月に「子育て安心プラン」を公表し、2018（平成30）年度から2022（令和4）年度末までに女性就業率80%に対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備することとした。 2017年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」では、これを前倒しし、2020（令和2）年度末までに整備することとしている。
H29	【国】 「新しい経済政策パッケージ」の策定	少子高齢化という最大の壁に立ち向かうため、政府は2017年12月8日、「人づくり革命」と「生産性革命」を車の両輪とする「新しい経済政策パッケージ」を閣議決定した。このうち、「人づくり革命」については、幼児教育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化など、2兆円規模の政策を盛り込み、子育て世代、子供たちに大胆に政策資源を投入することで、社会保障制度を全世代型へと改革することとした。 また、これらの施策の安定財源として、消費税率10%への引上げによる財源を活用するとともに、子ども・子育て拠出金を0.3兆円増額することとした。
H30	【国】 子ども・子育て支援法の一部改正の施行	保育需要の増大等に対応するため、一般事業主から徴収する子ども・子育て拠出金の拠出率の上限を0.25%から0.45%に引き上げるとともに、拠出金の対象に子どものための教育・保育給付（0～2歳児相当分に限る）が追加された。 また、市町村の待機児童解消等への取組を支援するため、都道府県は関係市町村等と協議会を組織できることとされた。
R1	【国】 子ども・子育て支援法の一部改正の施行 (R1.10.1)	総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設 ■幼稚園、保育所、認定こども園等 ・3~5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な利用料）の利用料を無償化 ※ 開始年齢 ... 原則、小学校就学前の3年間を無償化。 ただし、幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、満3歳から無償化 ・0~2歳：住民税非課税世帯を対象として無償化

		<p>■幼稚園の預かり保育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて額 1.13 万円までの範囲で無償化 <p>■認可外保育施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3~5 歳：保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（月額 3.7 万円）までの利用料を無償化 <p>※認可外保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・0~2 歳：保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の子供たちを対象として、月額 4.2 万円までの利用料を無償化
R2	<p>児童福祉法の一部改正の施行 （一部を除き R2.4.1 施行）</p>	<p>■児童の権利擁護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親権者による体罰の禁止を法定化 <p>■児童相談所の体制強化・関係機関間の連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所に医師及び保健師を配置（R4.4.1） ・常時弁護士による助言、指導を行えるように弁護士を配置（R4.4.1） ・一時保護など介入的対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分ける等の措置を講ずる。 ・児童相談所業務の第三者評価の導入 ・配偶者暴力相談支援センター等関係機関との連携 ・中核市への児童相談所の設置促進 ・児童福祉司の国家資格化の検討
R2	<p>少子化社会対策大綱（R2.5.29 閣議決定） 経済財政運営と改革の基本方針 2020（R2.7.17 閣議決定）</p>	<p>保育の受け皿整備の一層の加速</p> <p>■「新子育て安心プラン」等に基づく保育の受け皿整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2021 年度以降の保育の受け皿確保について、必要な者に適切な保育が提供されるよう、第 2 期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の結果等を踏まえ検討するとともに、各地方公共団体の特性に応じたきめ細かな支援を行う。
R5	<p>こども基本法の施行</p>	<p>全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的として、こども政策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて規定された。</p>

(5) その他関連施策

年度	法制度等	内容
H28	<p>【国】 ニッポン一億総活躍プラン</p>	<p>誰もが活躍できる一億総活躍社会を創っていくため、「戦後最大の名目 GDP600兆円」「希望出生率 1.8」「介護離職ゼロ」の3つの目標と、その実現に向けた施策、10年間（平成28年度～令和7年度）のロードマップを掲げている。</p> <p>■子育ての環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・9万人の保育人材の確保 ・令和元年度末までに放課後児童クラブ30万人の追加的な受け皿整備 ・令和元年度までに原則無料の学習支援を行う地域未来塾を5,000か所に拡充 <p>■介護の環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護の受け皿を38万人分以上から50万人分以上へ拡大、25万人の介護人材の確保 <p>■地域共生社会の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供、高齢者、障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会を実現する。 など
H28	<p>【国】 再犯の防止等の推進に関する法律の施行</p>	<p>再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとした。</p>
H29	<p>【国】 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の施行</p>	<p>技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図ることを目的に成立。「外国人技能実習制度」の職種に「介護」が加えられた。</p> <p>■技能実習は企業単独型と団体監理型の2タイプ</p> <p>■技能実習を開始した企業は外国人技能実習機構に届け出る。</p> <p>■受入企業は、技能実習生ごとに技能実習計画を作成し、外国人技能実習機構の認定を受ける。</p> <p>■監理団体になるには、外国人技能実習機構に申請して、国の許可を受ける。</p>

年度	法制度等	内容
H29	<p>【国】</p> <p>住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行</p>	<p>高齢者、障害者、子育て世帯等の住宅の確保に配慮が必要な方が、民間賃貸住宅に円滑に入居できるようになることを主な目的として、新たな住宅セーフティネット制度が開始された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度（法定） ■登録住宅の改修や入居者への経済的な支援（非法定） ■住宅確保要配慮者に対する居住支援（法定）
H30	<p>【県】</p> <p>埼玉県虐待禁止条例の施行</p>	<p>児童、高齢者、障害者の各虐待を一元的に規定し（都道府県レベルでは全国初）、法律の範囲を越えた規定も盛り込まれている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■通報等を行いやすい環境の整備（努力義務） ・3 虐待の通報等を一元的に常時（24時間365日）受け付ける「通報ダイヤル」の整備 ■普及啓発 ・虐待の防止等に関する県民の理解を深めるため分かりやすいパンフレット等の作成・配布 ■施設従事者等への研修の実施
R1	<p>【県】</p> <p>埼玉県ケアラー支援条例の施行</p>	<p>ケアラー※の支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための、全国初の条例が成立。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■推進計画の策定 ■広報啓発活動 ■支援を担う人材の育成 ■民間支援団体等による支援推進のための情報提供等 ■支援体制の整備 ■必要な財政上の措置 <p>※高齢、身体上又は精神上の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者</p>
R2 ～ R6	<p>【県】</p> <p>第2期埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■人口減少の克服や社会全体の活力の維持・向上を目指して、令和2～6年度に推進すべき取組を「第2期埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略」として策定 [基本目標1] 県内における安定した雇用を創出する～生産年齢人口減少期における経済活性化～ [基本目標2] 県内への新しいひとの流れをつくる～東京都区部への一極集中の克服～ [基本目標3] 県民の結婚、妊娠・出産、子育ての希望をかなえる～少子社会からの転換～（令和4年3月変更） [基本目標4] 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守る～異次元の高齢化への挑戦～

年度	法制度等	内容
R4 ～ R8	【県】 埼玉県 5 か年計 画	埼玉県が目指す将来像と、今後 5 年間（令和 4 年度から令和 8 年度まで）に取り組む施策の体系を明らかにした県政運営の基礎となる計画。埼玉県の目指す将来像を「安心・安全の追究」、「誰もが輝く社会」、「持続可能な成長」としている。

第3章 地域福祉の推進

1 地域福祉の推進

「地域福祉」とは、地域において人々が安心して暮らせるよう、住民、団体、企業、行政がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決等に取り組む考え方である。

具体的には、法律等に基づき提供される公的福祉サービスや住民・ボランティア団体などの支え合いの取組などを相互に生かしながら、住民の福祉ニーズに応えていくものである。

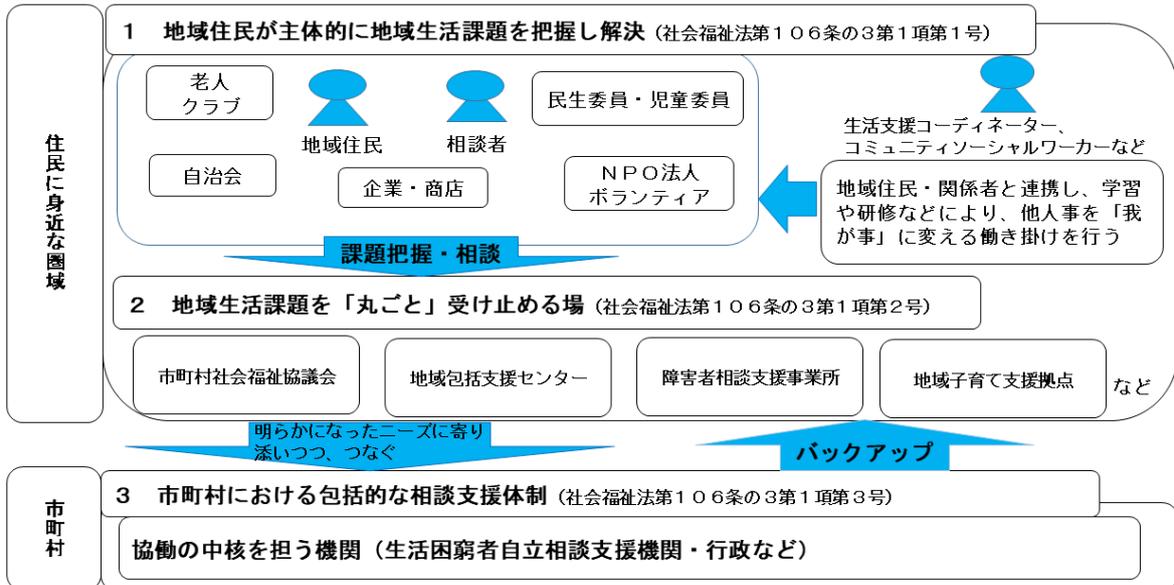
2 社会福祉法の一部改正

- (1) 平成29年改正：「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括的な支援体制の整備
国は、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会である『地域共生社会』の実現に向け、社会福祉法を一部改正した（平成30年4月1日施行）。

■法改正の内容

「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定	地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係者との連携等による解決
市町村における包括的な支援体制づくり	市町村が地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備、住民に身近な圏域において分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制
地域福祉計画の充実	市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、いわば上位計画として位置づける。

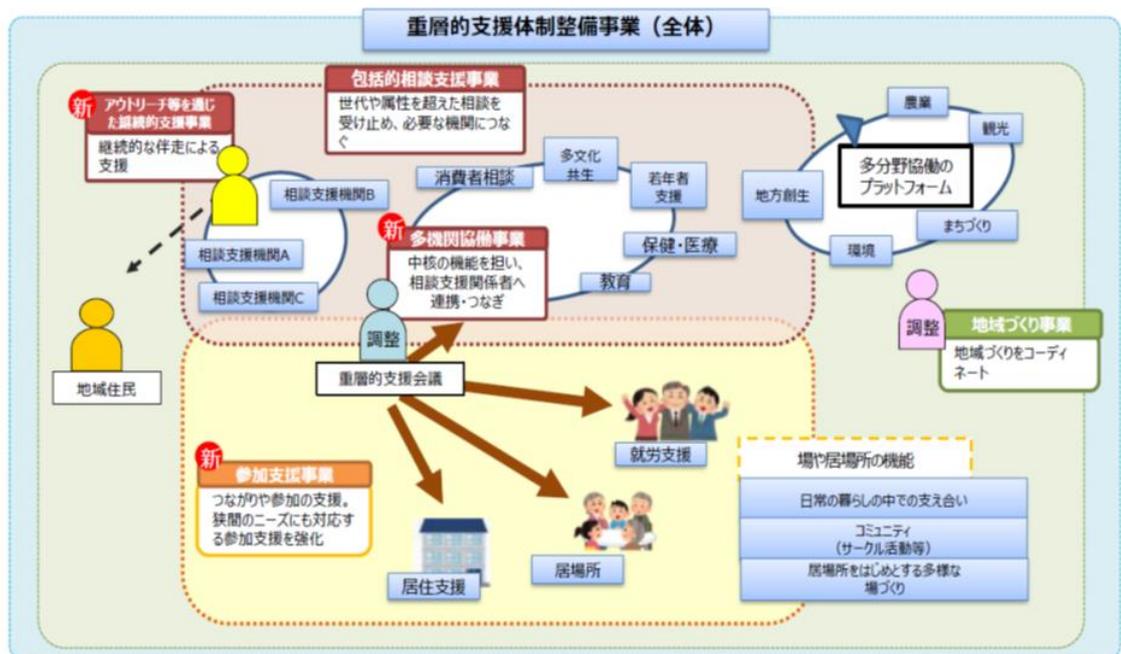
国の「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括的な支援体制のイメージ



平成29年3月2日 厚生労働省 社会・援護局関係主管課長会議の資料を参考に作成

(2) 令和2年改正：重層的支援体制整備事業の創設

地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応するため、「重層的支援体制整備事業」を、市町村の新たな事業（任意）として創設した。



3 埼玉県地域福祉支援計画

県では、福祉分野ごとの相談支援体制では対応が困難な、世帯の中で課題が複合化・複雑化しているケース、制度の狭間にあるケースなどへの取組への対応など、市町村の地域福祉の取組を支援する「第7期埼玉県地域福祉支援計画」（計画期間：令和6年度～令和8年度）を策定し、市町村の地域福祉計画の策定とその推進が図られるよう支援している。

1 基盤づくり

- ・ 市町村における包括的な相談支援体制の構築の支援
- ・ 地域住民等との協働による地域生活課題への対応
- ・ 分野横断的な福祉サービスの展開や社会参加に向けた支援
- ・ 権利擁護体制の充実
- ・ 苦情解決制度及び事業者の第三者評価、指導の充実

2 地域づくり

- ・ 地域福祉の場・拠点づくりの促進
- ・ 地域住民同士の助け合い・地域の見守り体制の拡充
- ・ 災害時に備えた支援の取組の充実
- ・ 安心して子育てできる地域づくり
- ・ 子供の貧困に対する取組の強化
- ・ 認知症になっても安心して暮らせる地域づくり

3 担い手づくり

- ・ 民生委員・児童委員の活動への支援
- ・ 介護、保育等サービス人材の確保等
- ・ NPO・ボランティア団体への支援
- ・ 住民による多様な地域活動の推進

4 環境づくり

- ・ 孤独・孤立問題への対応
- ・ 住宅確保要配慮者に必要な住宅を確保するための環境づくり
- ・ 生活困窮者対策の推進
- ・ ケアラーへの支援の推進
- ・ ひきこもり支援
- ・ 障害者への理解の促進と誰でも等しく地域の中で暮らせる共生社会づくり
- ・ 配慮が必要な方への支援

5 計画の推進・市町村への支援

- ・ 市町村地域福祉計画の策定・改定に伴う支援
- ・ 計画の進捗管理

(1) 市町村における包括的な相談支援体制の構築の支援

複合課題を抱える人や世帯を支援するためには、制度や縦割りの弊害をなくし、複合課題に正確に対応できる「総合相談支援体制」の構築を、市町村の実情に応じて進める必要がある。

➤ 包括的な相談支援体制の整備に取り組む市町村への支援

ワンストップ型総合相談窓口や複合課題を調整するチームの設置などに取り組む市町村に対し、県がアドバイザーを派遣することなどにより支援を行う。

項目	基準年	目標年
ワンストップ型総合相談窓口や複合課題を調整するチームの設置市町村数	51 市町村 (令和 5 年 4 月 1 日)	全市町村 (令和 9 年 4 月 1 日)

(2) 災害時に備えた支援の取組の充実

地震や洪水などの災害時に備え、高齢者や障害者などへの円滑な避難支援が行えるよう、災害対策基本法で避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務付けられている。また、令和 3 年 5 月の同法の一部改正により、避難行動要支援者の避難場所などを定める個別避難計画が市町村の努力義務となった。県では市町村の個別避難計画の作成等を支援している。さらに、社会福祉士や介護福祉士等で構成する「災害派遣福祉チーム」の整備を進めているほか、被災者及び支援者に対して専門性の高い精神科医療の提供や精神保健活動の支援を行う災害派遣精神医療チーム (DPAT)の体制整備を行っている。

➤ 福祉避難所の開設・運営訓練を実施する市町村への支援

市町村と福祉避難所の協定を締結した施設等が福祉避難所として適切に運営されるために必要なマニュアルを整備し市町村を支援する。

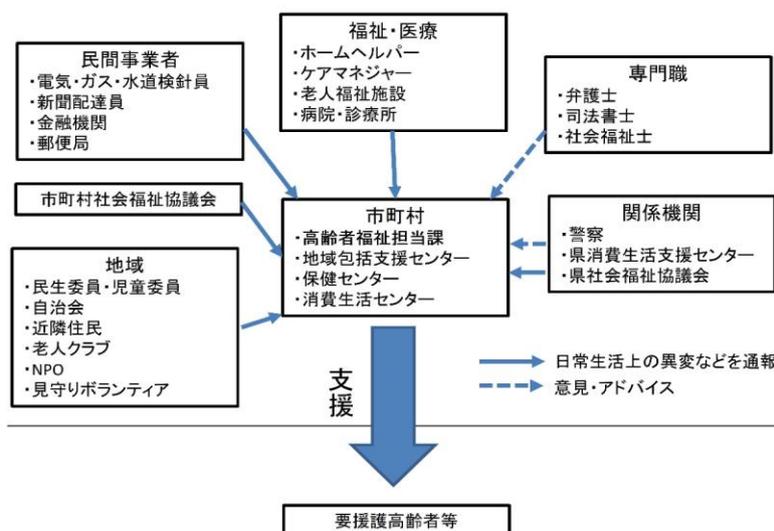
項目	基準年	目標年
福祉避難所の開設訓練を実施済みの市町村数	55 市町村 (令和 4 年度末)	全市町村 (令和 8 年度末)

(3) 民生委員・児童委員の活動への支援

急激な高齢化や単独世帯の増加などの状況から、地域住民同士で助け合い、地域で見守り体制を拡充することが必要となる。民生委員・児童委員は、地域住民からの生活相談を受け、助言を行うとともに必要なサービスにつな

げるなど重要な役割を担っている。

また、民生委員・児童委員、自治会、金融機関、電気・ガス会社、新聞販売店などで構成される「要援護高齢者等支援ネットワーク」が全市町村にあり、支援が必要な高齢者等を早期に把握し、支援につなげている。



(4) NPO・ボランティア団体への支援

埼玉県地域福祉支援計画では、県民やボランティア団体を地域福祉の担い手として育成し、協働していくことを大きな柱として位置付けている。

県内のNPO法人数は、令和5年3月末現在で、2,147法人である。

県内の社会福祉協議会に登録しているボランティア団体は令和5年4月現在で、3,600団体、103,965人である。

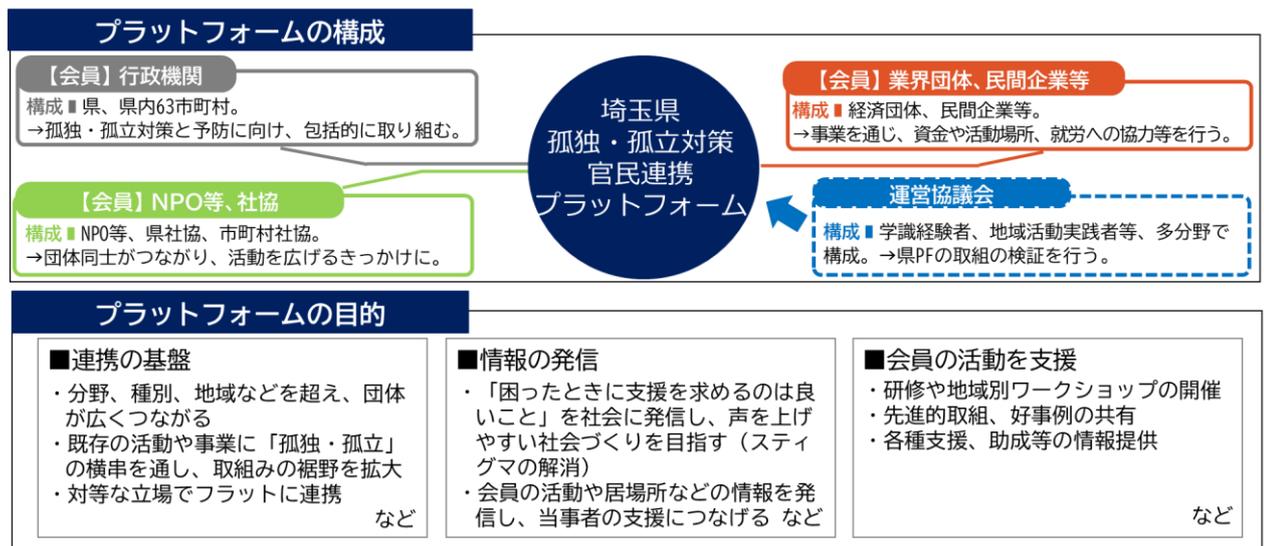
県では、ボランティア活動へのきっかけをつくるため、埼玉県社会福祉協議会が運営している埼玉県ボランティア・市民活動センターの事業に対して助成を行っている。夏休み期間を中心に実施する「彩の国ボランティア体験プログラム事業」には、令和4年度は1,495メニューに対し26,685人が参加した。

また、県では、誰もが安心して暮らせる地域社会を実現するため、昭和52年に「シラコバト長寿社会福祉基金」を設置し、県民からいただいた寄附を、ボランティア活動の支援や地域住民による見守り活動、障害のある方の生活をサポートする事業など、地域福祉を推進するため、幅広く役立てている。

(5) 孤独・孤立問題への対応

近年、非正規雇用労働者の増加等の雇用環境の変化やインターネットの普及等に伴うライフスタイルの変化、単独世帯や単独高齢者の増加といった社会環境の変化などにより、地縁・血縁といった人と人との関係性や「つながり」が希薄化し、孤独・孤立を感じやすい社会となっている。こうした状況を受け、国は令和3年2月に孤独・孤立担当大臣を指名し政府一丸となって対策に取り組んでいる。令和6年4月に孤独・孤立対策推進法が施行され、地方公共団体は当事者等の状況に応じた施策を策定・実施する責務を有すると規定された。

県では、行政機関、社協、NPO等民間団体及び民間企業等が水平的連携のもと、顔の見える関係づくりや人と人をつなぐネットワークづくりの場として、令和5年2月に「埼玉県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」を設置した。



(6) 障害者への理解の促進と誰でも等しく地域の中で暮らせる共生社会づくり

高齢者、障害者等が円滑に利用できる生活関連施設（建築物や駅など）の整備促進等を図るため、平成7年に埼玉県福祉のまちづくり条例を施行し、段差解消のためのエレベーター設置や障害者用駐車場の整備等を進めている。

一人ひとりがお互いを思いやり、マナーの向上やサポートの実施に努めることが、バリアフリー化に大きな役割を果たすことから、障害者用駐車場マナーアップキャンペーンを行うほか、障害者・企業・ボランティア・学生及び塗装業界等と連携し、障害者用駐車区画に協働で青色塗装及び啓発を行う青色プロジェクトなどを実施している。



また、障害者等のための駐車区画の適正利用を一層推進するため、福祉のまちづくり条例を改正し、令和5年11月から障害のある方など歩行が困難と認められる方や移動の際に配慮が必要な方に利用証を交付する「埼玉県思いやり駐車場制度」を開始した。

対象区画 新たに「優先駐車区画」を加え、2種類設定。ステッカーや塗装が目印

車椅子使用者用駐車区画（幅3.5メートル以上）	優先駐車区画（幅2.5メートル程度）
 	 

利用証の種類 対象者別に3種類設定。対象区画利用時には車内に掲示

車椅子使用者用	要介護高齢者 障害者等用	妊産婦 けが人等用
		

第4章 生活保護・生活困窮者施策

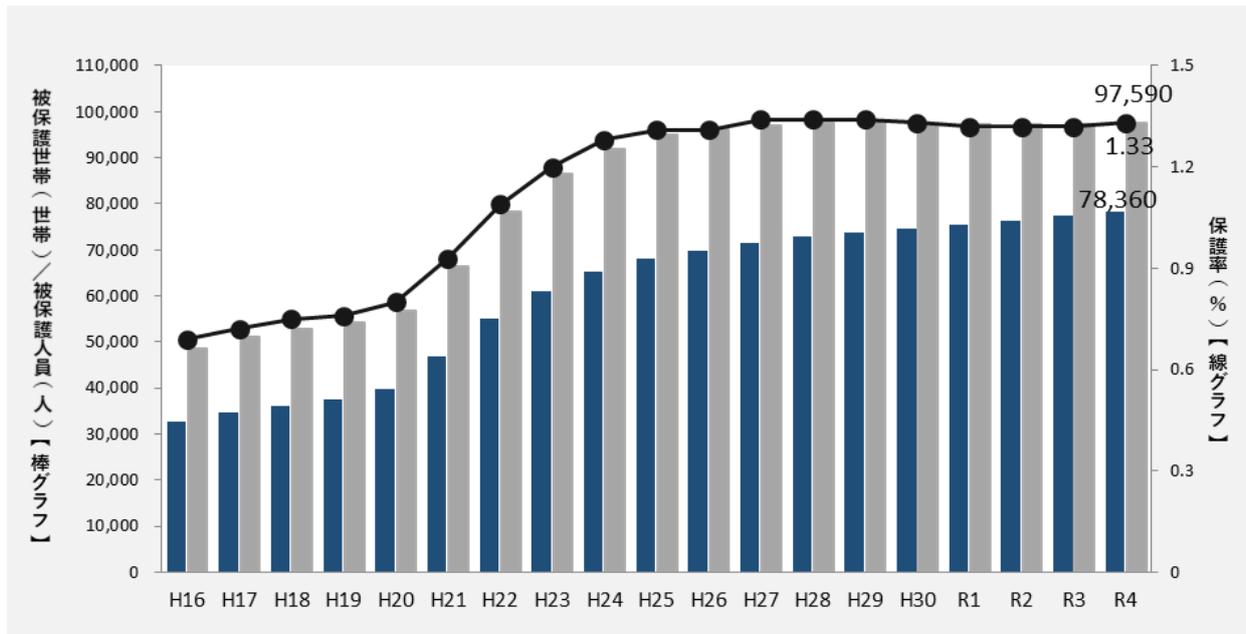
1 生活保護

令和4年度（12カ月平均）の生活保護の世帯数は78,360世帯で、被保護者数は97,590人である。

近年の保護動向は、平成20年9月のリーマンショックなどを契機とした経済情勢の悪化により、保護を受給する世帯が急増したが、平成26年以降、雇用情勢の好転などにより稼働年齢層のいる世帯の伸びは落ち着いている。

一方、本県の急速な高齢化とともに、高齢者世帯は年々増加し、保護受給世帯全体を押し上げている。保護率は1.33%で、全国の保護率（1.62%）より低い。

■年度別保護率（12ヶ月平均）等の推移



県社会福祉課調

■世帯類型別世帯の割合（令和4年度月平均）

	高齢者世帯	傷病・障害者世帯	母子世帯	その他世帯
埼玉県	53.8%	25.2%	4.0%	17.0%
全国	55.6%	24.9%	4.1%	15.5%

県社会福祉課調

※構成比は端数処理しているため、合計が100%にならない場合がある。

県では、様々な要因によって生活に困窮する方々の最低生活が保障されるよう、生活保護制度の適正な運用に努めている。また、単に経済的な給付をするだけでなく、就労の機会が得られない方々への就労支援や安定した住居の確保、中学生や高校生への学習支援など、専門の支援員を配置し、生活保護受給者の自立を支援している。

2 生活困窮者の自立支援

生活保護に至る前の段階の生活困窮者の自立支援を図るため、生活困窮者自立支援法が平成 27 年 4 月に施行され、平成 30 年 6 月には生活困窮者等の一層の自立促進を図るため法が一部改正された。

生活困窮者自立支援法の定める事業には、必須事業と任意事業があり、実施主体は福祉事務所設置自治体である。

「住居確保給付金」、「就労準備支援事業」及び「一時生活支援事業」は、資産・収入要件があり国が定めた基準以下の方が対象になる。

県は、町村部を対象に全ての事業を実施するとともに市が円滑に事業を実施できるよう研修などの支援をしている。

【必須事業】

①自立相談支援事業

就労その他、様々な課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、自立支援計画の作成、計画に基づく継続的支援、関係機関との連絡調整等を行う。

②住居確保給付金

離職・廃業後 2 年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にあり、離職等により住居を失った又は失うおそれのある方に対し、有期で家賃相当額を支給する。

【任意事業】

①就労準備支援事業

直ちに就労できない方に対し、一般就労に向けての準備としての基礎能力の形成を目的として、生活習慣の改善、ボランティア活動等の社会参加や就労体験の機会などを提供する。

②家計改善支援事業

家計収支を改善させ、早期に生活再建を支援する。

③就労訓練事業

直ちに一般就労することが難しい方のために、その方に合った作業機会を提供しながら、個別の就労支援プログラムに基づき、一般就労に向けた支援を中・長期的に実施する。就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）もある。

④一時生活支援事業

住居のない方に一時的な衣食住を提供する。

⑤子どもの学習・生活支援事業

「貧困の連鎖」を解消するため、生活保護世帯と生活困窮世帯の子どもの対象に高校進学と高校中退防止を目的とした学習支援を行う。

■町村部の事業実績

項目		R2 年度	R3 年度	R4 年度	備考	
自立相談支援	生活保護	自立支援	117 人	103 人	124 人	支援者数
		住宅支援	11 人	19 人	18 人	アパート等転居者数
	生活困窮	自立相談支援	2,374 人	2,015 人	1,360 人	相談者数
		住居確保給付金	267 人	140 人	116 人	給付者数
		一時生活支援	4 人	2 人	3 人	支援者数
		家計改善支援	99 人	105 人	103 人	支援者数
就労支援	生活保護	就労支援	169 人	220 人	233 人	就職者数
		職業訓練支援	85 人	49 人	89 人	支援者数
	生活困窮	就労支援	37 人	80 人	74 人	就職者数
		就労準備支援	10 人	12 人	6 人	支援者数
学習支援	中学生 (11 教室)	参加者数	218 人	206 人	211 人	
		うち 3 年生	86 人	77 人	94 人	
		進学率	100.0%	100.0%	100.0%	
	高校生 (14 教室)	参加者数	103 人	102 人	99 人	
		中退率	1.0%	3.9%	1.0%	

県社会福祉課調

3 ホームレス対策

令和5年1月現在の県内のホームレス数は109人で、全国では7番目に多い。

ホームレス対策については、平成14年8月に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が10年間の期限に施行され、平成24年8月に更に5年間延長された（平成29年6月に更に10年間延長）。一方、平成27年4月に「生活困窮者自立支援法」が施行され、ホームレス対策は同法の自立支援相談事業の枠組みの中で実施していくこととなった。

また、平成25年10月に「被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例」が施行された。この条例は、住まいのない方に住居と併せて食事などの生活サービスを提供する無料低額宿泊所などの事業に必要な規制を行い、利用者の自立支援を図ることとしている。

■ ホームレス数

調査時期	H29.1	H30.1	H31.1	R2.1	R3.1	R4.1	R5.1
人数	196人	200人	191人	152人	145人	130人	109人

県社会福祉課調

■ 無料低額宿泊所数・定員（各月初日）

時期	H29.3	H30.3	H31.3	R2.3	R3.3	R4.3	R5.3
施設数	60	61	62	66	76	75	71
定員	2,888	2,851	2,925	3,031	3,173	2,940	3,081

県社会福祉課調

第5章 高齢者福祉施策

1 現状

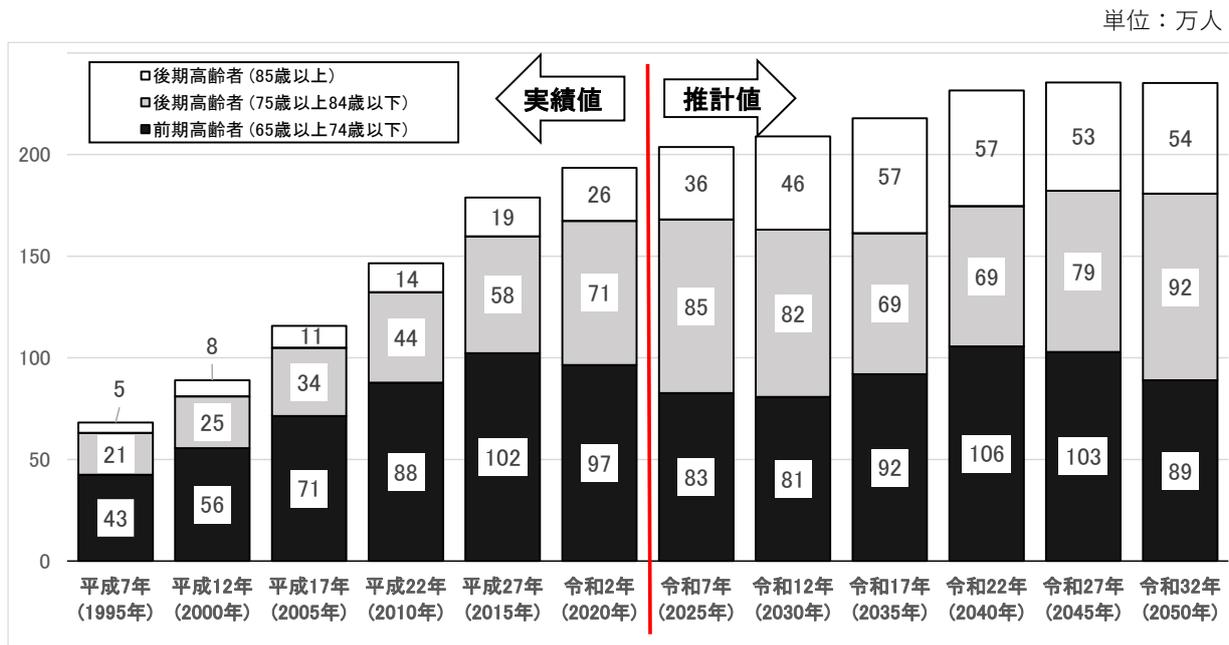
(1) 高齢者人口における前期高齢者・後期高齢者の構成の見通し

本県では、これまで前期高齢者が後期高齢者の数を上回っていたが、令和2年にはおおよそ97万人と同程度となった。

今後、本県は、全国トップクラスのスピードで後期高齢者が増加すると見込まれている。いわゆる団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7年には約121万人、団塊ジュニア世代が後期高齢者となる令和32年には約146万人に達する見込みである。

また、後期高齢者のうち、特に介護ニーズが高い85歳以上の高齢者は、令和22年には、約57万人に増加し、令和2年に比べて約2倍以上増加することが見込まれる。

■本県の前期高齢者及び後期高齢者の推移と見通し



H7~R2：総務省「国勢調査」、R7~R27：埼玉県推計

R7~R32：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5(2023)年推計）」

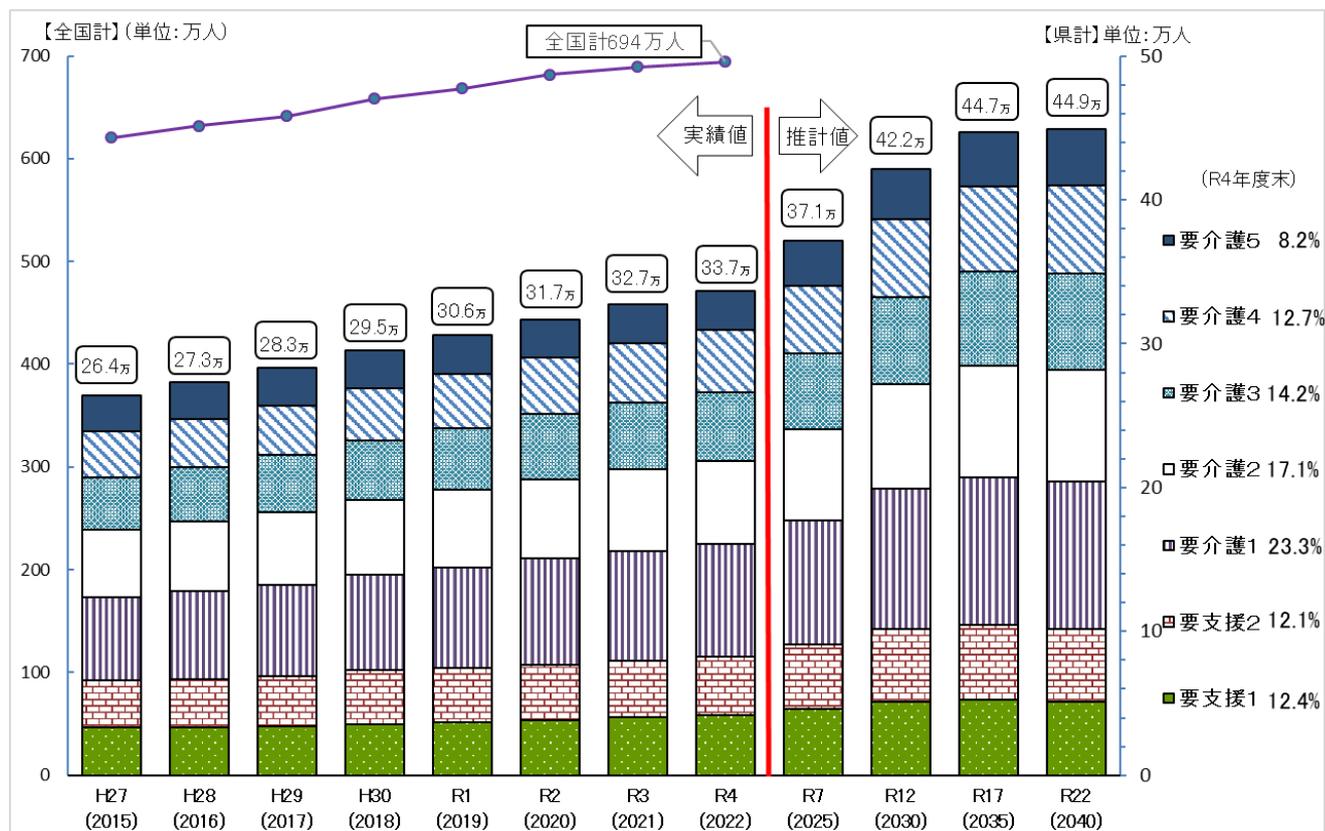
(2) 要介護認定者数等の推移

本県の令和4年度末の要介護（要支援）認定者数は約34万人で、介護保険制度創設時の平成12年4月と比較すると、約4倍に増加している。

要介護（要支援）認定者の割合を要介護度別にみると、要介護1が23.3%で最も高く、次いで要介護2が17.1%、要介護3が14.2%となっている。

また、要介護（要支援）認定者のうち、実際に介護サービスを利用している方は約28万人であり、その割合は約84.6%となっている。

■本県の要介護度別認定者の割合の推移と見通し



厚生労働省「介護保険事業状況報告」(各年度3月末日) [H27～R4]

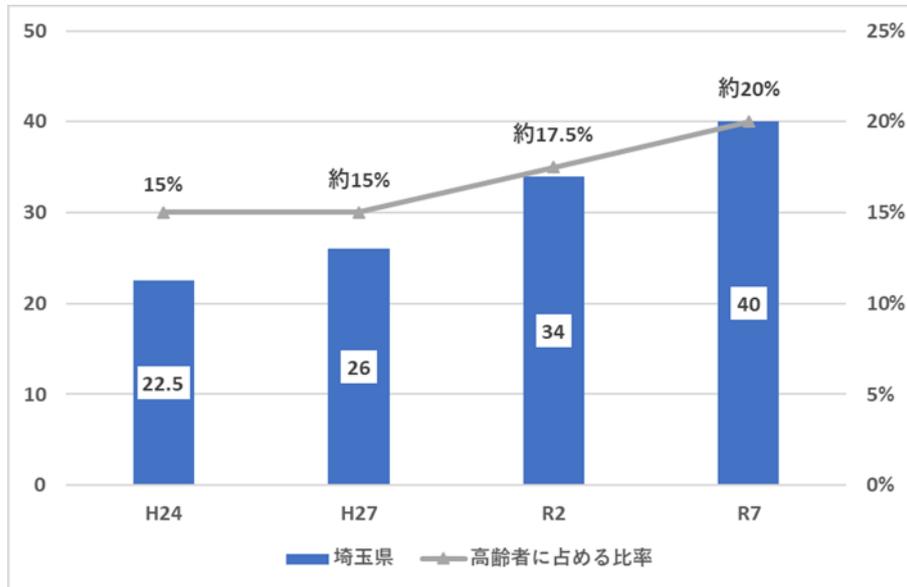
埼玉県推計(地域包括ケア「見える化」システム将来推計) [R7～R22]

(3) 認知症高齢者

県内の認知症を有する高齢者は令和2年に約34万人と推計されている。認知症高齢者は、今後、これまで以上のペースで増加すると見込まれており、令和7年（2025年）には約40万人に達する見込みである。

■認知症高齢者数

(単位：万人)

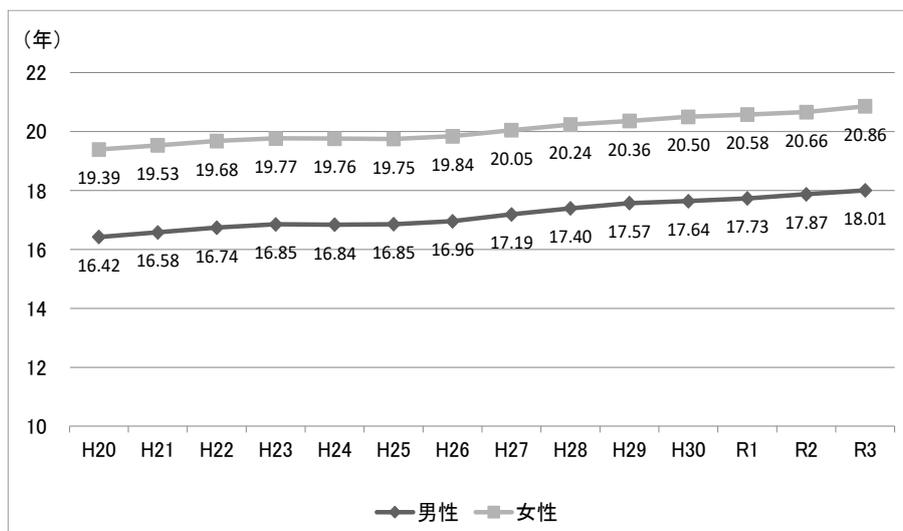


県地域包括ケア課調

(4) 健康寿命と長寿の状況

本県の百歳以上の高齢者は、令和5年9月現在、3,286人で10年前（平成25年）の約1.9倍となっている。また、本県の65歳の健康寿命は概ね延びる傾向にあり、令和3年は男性18.01年、女性20.86年となっている。

■本県の健康寿命（65歳以上に達した人が「要介護2」以上になるまでの期間）

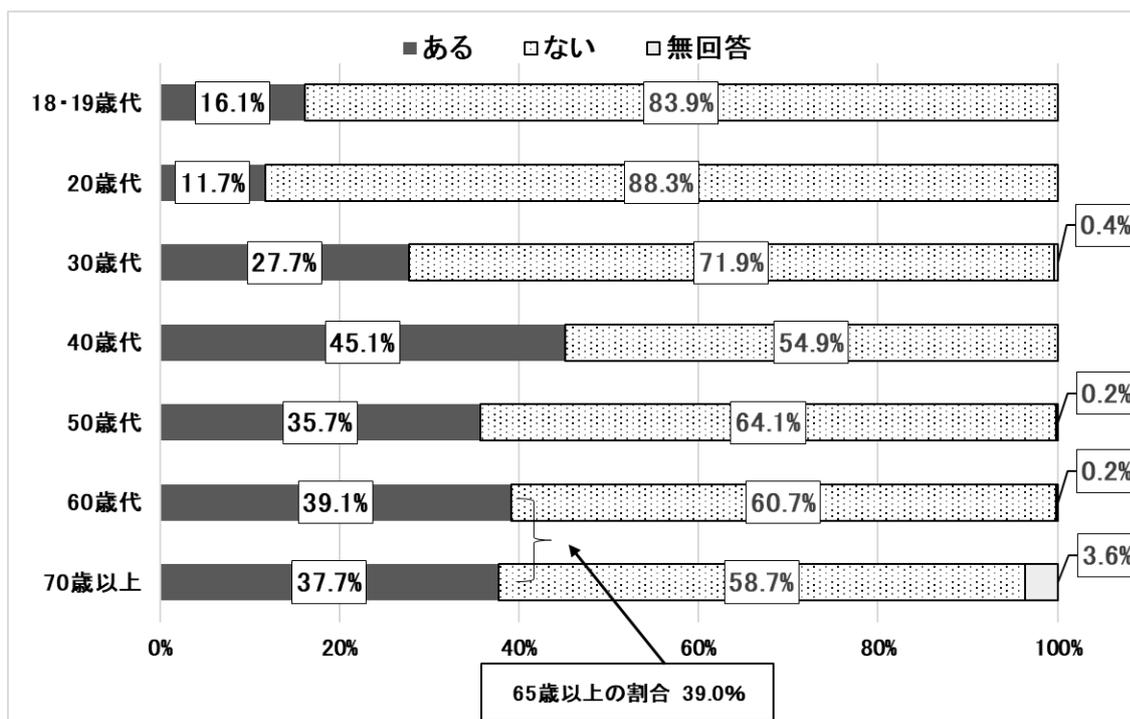


資料：埼玉県の健康指標総合ソフト（埼玉県衛生研究所）

(5) シニアの地域社会活動への参加経験

令和5年度の県政世論調査で、「過去1年間に、自治会活動やPTA活動、子供会活動、学校応援団、障がい者や高齢者の方々のための活動、青少年健全育成のための活動、みどりと川の再生活動など、地域活動やNPO・ボランティア活動に参加したことがあるか」たずねたところ、65歳以上の年代では39.0%の方が「参加経験がある」と回答している。

■地域社会活動への参加経験（65歳以上）

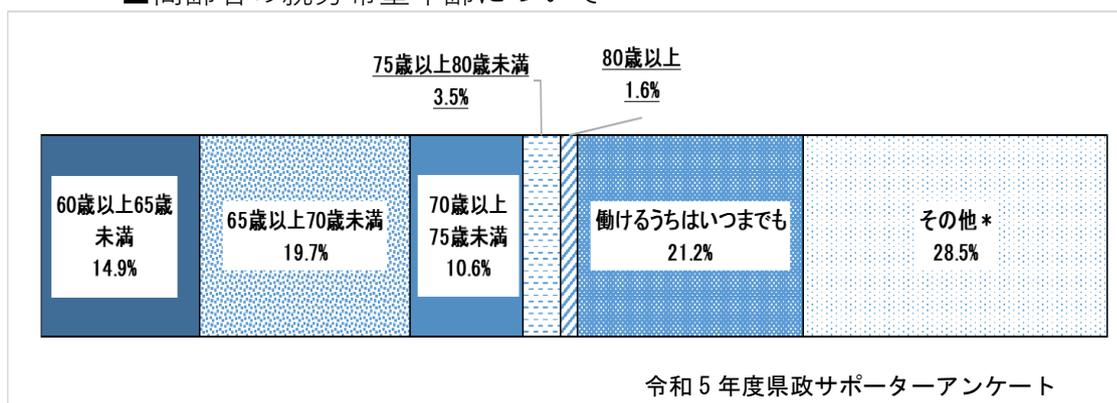


資料：埼玉県県民生活部県民広聴課：令和5年度県政世論調査

(6) 高齢者の就労希望年齢

令和5年7月に実施した県政サポーターアンケートによると、「60歳以降も働くとしたら、何歳まで働きたいか」という問いに対し、「働けるうちはいつまでも」が最も多く21.2%、70歳以上の選択肢を選んだ方が計15.7%となり、合わせて36.9%の方がより高齢になっても就労を希望しています。

■高齢者の就労希望年齢について



(7) 介護人材の確保

①介護職員の充足状況

令和4年度介護労働実態調査によると、「訪問介護員が不足している」と回答した本県の事業所は86.1%である。介護現場は人材不足の状況が続いており、今後、ますます高齢化が進む中、介護人材の確保・定着は喫緊の課題となっている。

■従業員の過不足状況（埼玉県）

区分	大いに不足	不足	やや不足	適当	過剰	不足感
訪問介護員*	32.4%	25.0%	28.7%	13.9%	—	86.1%
介護職員*	10.7%	27.8%	38.0%	22.5%	1.1%	76.5%

*訪問介護員とは、介護保険法の指定を受けた訪問介護事業所で働き、高齢者等の家族を訪問して家事などの生活援助、入浴などの身体介護を行うものをいう。

*介護職員とは、訪問介護以外の介護保険の指定介護事業所で働き、直接介護を行う者をいう。

介護労働安定センター「令和4年度介護労働実態調査」

②介護職員数の推計

介護サービス施設・事業所調査によると、本県の介護職員数は平成25年度から令和3年度にかけて約7.1万人から約9.9万人に増加している。第8期介護保険事業計画の策定にあたり、厚生労働省が作成した「介護人材需給推計ワークシート」によると、本県は令和7年度には約11.5万人の介護職員が必要となると見込まれている。

③介護従事者の給与水準

勤続年数、平均年齢、役職者を含む・含まないなどの要素の違いがあり単純比較はできないが、介護分野の従事者の平均賃金は、他の産業と比較して低い傾向にある。また、介護現場の厳しい職場環境を反映して、離職率が高く、働く上での悩みや不満として「人手が足りない」や「仕事内容のわりに賃金が低い」といった理由が高い割合を占めている。

■常勤労働者の勤続年数及び給与額（埼玉県）

区分		年齢*	勤続年数*	給与額*
全労働者		44.2歳	12.1年	335.9千円
福祉職員	福祉施設介護員	44.7歳	7.2年	276.0千円
	ホームヘルパー	52.4歳	7.6年	271.2千円

*「きまって支給する給与額」の平均

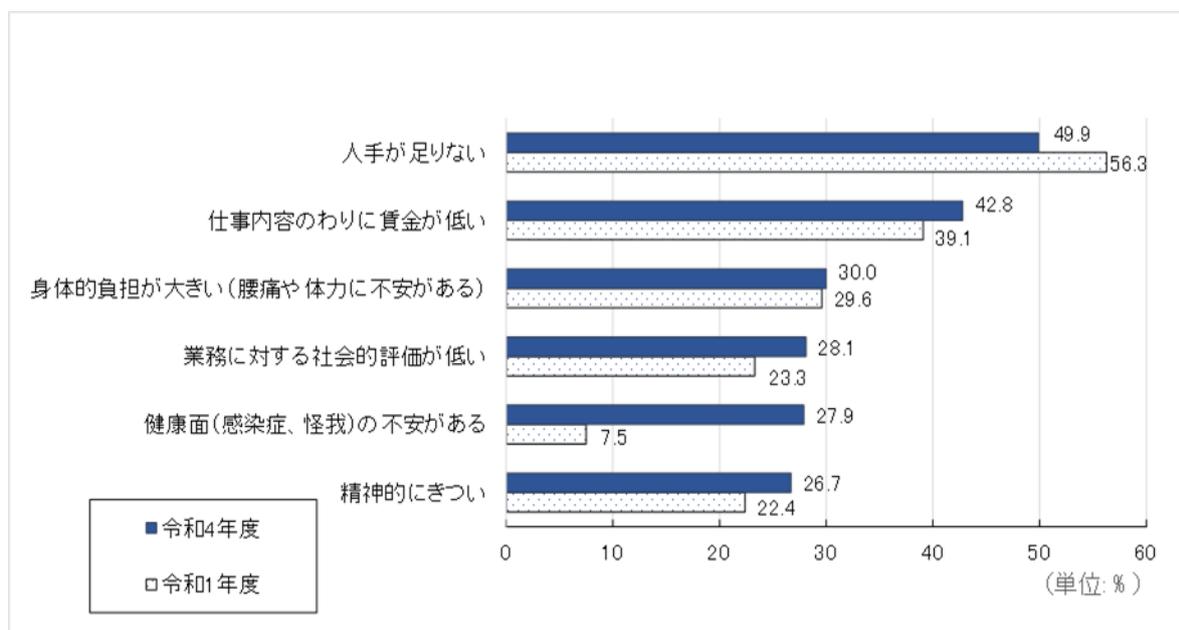
資料：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査」

■介護職と全職種における離職率

介護職	埼玉県	15.0%
	全国	14.4%
全職種	埼玉県	12.2%
	全国	15.0%

資料：介護労働安定センター「令和4年度介護労働実態調査」
厚生労働省「令和4年雇用動向調査」

■働く上での悩み、不安、不満等（埼玉県）（複数回答）



資料:介護労働安定センター「令和4年度年介護労働実態調査」

2 施策の方向

県では、「第9期埼玉県高齢者支援計画」（計画期間：令和6年度～令和8年度）に基づき、高齢者に関する施策を総合的に推進している。

■埼玉県高齢者支援計画

1 高齢者の活躍支援と安心して暮らせる地域社会づくり

- ・ 多様な活動支援
- ・ 就業の支援
- ・ 暮らしの安心・安全の確保

2 地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの深化・推進

- ・ 自立支援、介護予防及び重度化防止の推進
- ・ 生活支援体制の整備
- ・ 医療と介護の連携強化
- ・ 高齢者の住まいの確保とまちづくり
- ・ 包括的な支援体制の整備

3 認知症施策の総合的な推進（埼玉県認知症施策推進計画）

- ・ 認知症施策の総合的な推進
- ・ 権利擁護の推進
- ・ 虐待防止の推進

4 介護保険施設等の整備

- ・ 特別養護老人ホーム等の整備
- ・ 有料老人ホーム等の適切な運営の確保
- ・ 地域密着型サービスの充実
- ・ 施設等の災害及び感染症への対策強化

5 介護人材の確保・定着・イメージアップ

- ・ 介護人材の確保・定着・イメージアップ
- ・ 介護人材の専門性の向上

6 介護現場の革新に係る支援

- ・ 生産性向上に係る支援体制整備
- ・ 介護ロボット・ICT導入支援
- ・ 介護現場の負担軽減

7 介護保険の持続可能な制度運営

- ・ 市町村の計画取組への支援
- ・ 適正な事業運営の確保

・ 3 主な施策

(1) 高齢者の活躍支援と安心して暮らせる地域社会づくり

地域社会の中で多様な居場所と出番があり、高齢者がいきいきと活躍できるよう、生涯を通じた学習機会を提供するとともに、地域活動やスポーツ・文化芸術活動などへの参加を支援する。

また、意欲ある高齢者が年齢に関わりなく、生涯現役で働き続けられるよう就業相談や職業訓練の実施など、高齢者に対するきめ細かな就業支援を行う。

➤ 地域活動への参加支援

- ・ 県民の地域活動への参加を促進するとともに、NPO やボランティア活動に関する総合的な情報提供を行う。

数値目標	現状値（令和 5 年度）	目標値（令和 8 年度）
地域社会活動に参加している 65 歳以上の県民の割合	39.0%	50.0%

➤ 多様な働き方の支援

- ・ 働く意欲のある高齢者への就業支援を行うとともに、企業への働きかけを通じ、高齢者の働く場を拡大する。

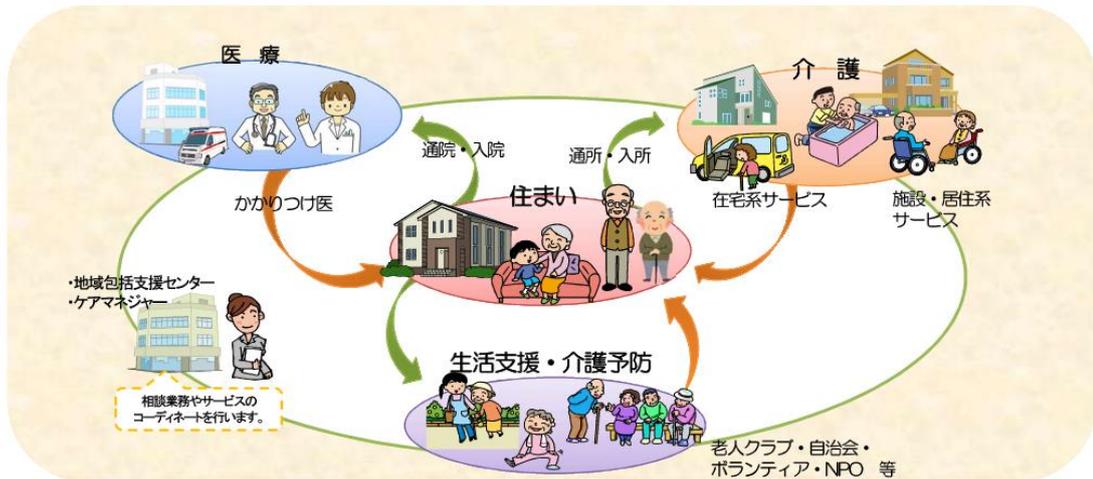
数値目標	現状値（令和 4 年度末）	目標値（令和 8 年度末）
シニア活躍推進宣言企業のうち 70 歳以上の高齢者が働ける制度のある企業の数	1,534 社	1,800 社

数値目標	現状値（令和 4 年度）	目標値（令和 4 年度～令和 8 年度の累計）
県の就業支援による 65 歳以上の就職確認者数	860 人	3,700 人

(2) 地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの深化・推進

▶ 地域包括ケアシステム

・高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療や介護、介護予防、生活支援、住まいが包括的に提供される体制（地域包括ケアシステム）を深化・推進する。

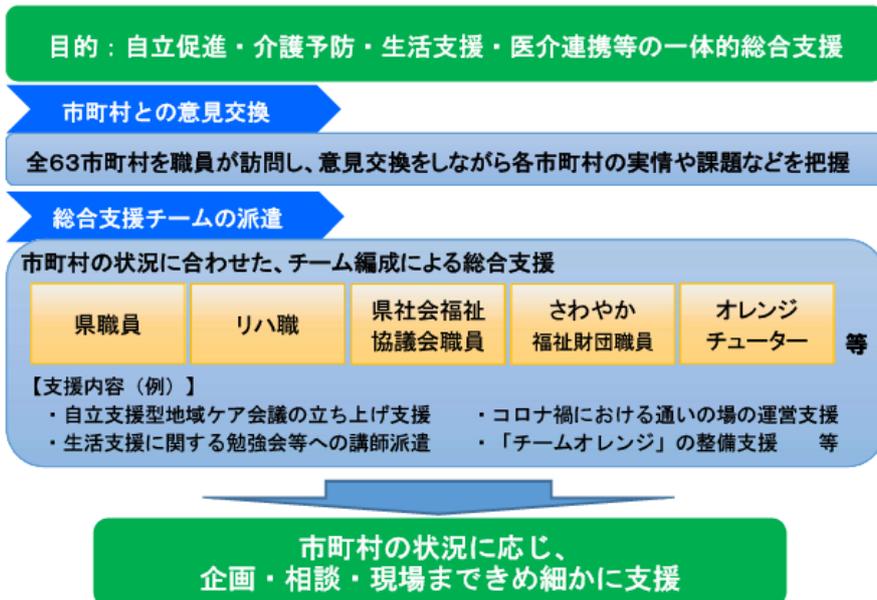


< 県の主な取組 >

■ 地域包括ケア総合支援チーム

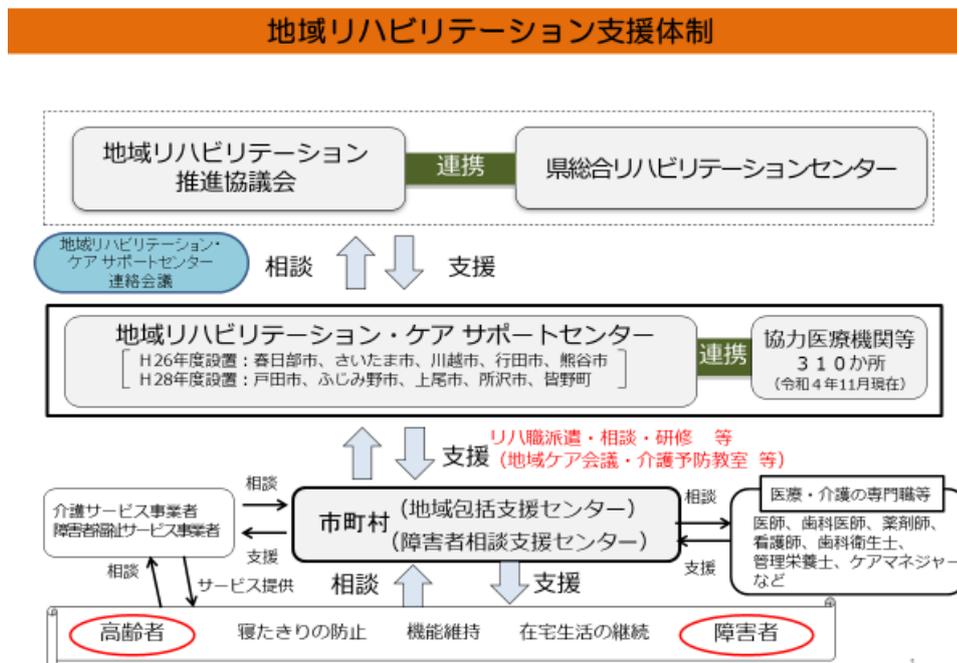
県が地域包括ケア総合支援チーム（県職員・リハ職・地域づくりの専門家などで構成）を派遣（令和4年度は延730回派遣）し、市町村における地域包括ケアシステムの構築をオーダーメイド・伴走型で支援している。

【地域包括ケア総合支援チーム】



■地域リハビリテーション・ケアサポートセンター

県内の二次医療圏域ごとに地域リハビリテーション・ケアサポートセンターを設置し（10か所）、リハビリ専門職の人材育成、介護予防教室や地域ケア会議等へのリハビリ専門職の派遣（令和4年度は3,764回）などを行っている。



■民間事業者との連携による高齢者の生活支援

民間実施業者と連携した高齢者応援の気運を醸成し、多様な主体による生活サポートの体制を整備し、高齢者の生活支援や介護予防を推進するため、県は令和2年度から「プラチナ・サポート・ショップ～高齢者に優しいサービス登録制度～」を開始している。

【プラチナ・サポート・ショップ】

配達・送迎・移動販売・見守り・割引など高齢者に優しいサービスを実施している、民間事業者を登録する制度。登録したサービスについては、「プラチナ・サポート・ショップ情報システム」で見える化し、高齢者本人へサービスをつないでいく。

➤ **介護予防・日常生活支援及び重度化防止の取組促進**

・高齢者の自立した日常生活を支援するため市町村が中心となって、医療・介護などの多職種協働による自立支援型の地域ケア会議が充実するよう支援する。

数値目標	現状値（令和４年度）	目標値（令和８年度）
地域ケア会議棟において、データや個別事業等から地域課題を明らかにし、これを解決するための施策を実施し、効果を検証している市町村数	26 市町村	全市町村

➤ **地域包括支援センターの体制整備**

・市町村等が設置し、高齢者や家族に対する総合的相談支援、虐待防止といった権利擁護業務などを行う機関である。令和５年４月１日現在、289 か所設置されている。

設置・運営主体	市町村、在宅介護支援センターの運営法人（社会福祉法人、医療法人等）その他の市町村から委託を受けた法人
エリア	市町村ごとに担当エリアを設定
職員体制 (包括的支援事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・保健師（または地域ケアに経験のある看護師） ・主任介護支援専門員 ・社会福祉士 第1号被保険者（65歳以上の高齢者） 3,000人～6,000人ごとに、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員（準ずる者を含む）を最低限それぞれ各1人 ※小規模市町村の場合の例外措置あり

➤ **生活支援サービスの体制整備の促進**

- ・日常生活を支援する体制を構築するため、サービスの担い手の養成やサービスを提供する関係機関のネットワーク構築を支援する。

数値目標	現状値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
生活支援コーディネーターとともに、協議体等を活用しながら地域の課題を分析・評価している市町村数	41 市町村	全市町村

➤ **在宅医療・介護連携の推進**

- ・医療と介護の両方を必要とする高齢者に対し、入退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取りなどを行う際に、在宅医療と介護のサービスが切れ目なく提供できる体制を構築するため、病院や訪問診療・往診医などの医療機関と地域包括支援センターなどとの連携を強化する。



* 在宅医療連携拠点：県内に 30 ある郡市医師会の地域ごとに設置されており、ケアマネジャー資格を持つ看護師など、福祉にも精通した専門職が配置されている

(3) 認知症施策の総合的な推進

県では、「埼玉県高齢者支援計画（令和6年度～8年度）」を令和6年1月に施行された認知症基本法に基づく「都道府県認知症施策推進計画」として位置付けている。

➤ 正しい認知症の知識・認知症の人への理解の増進、予防

・認知症に対する正しい知識や理解の普及を図るため、認知症サポーター養成講座を開催するとともに、県内各地で講座が開催されるように、その講師となるキャラバン・メイトを養成している。令和5年12月末時点で、622,363人が認知症サポーターとなっている。



➤ バリアフリーの推進、社会参加の機会の確保

・ステップアップ講座を受講した認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につながる仕組みであるチームオレンジが各市町村で整備されるよう情報提供を行う。

数値目標	現状値（令和5年12月末）	目標値（令和7年度末）
「チームオレンジ」を整備している市町村数	28市町村	全市町村

➤ 若年性認知症等の人への支援

・県内におよそ2,200人いると推定される若年性認知症の方については、若年性認知症支援コーディネーターの配置等により支援を進めている。また、若年性認知症の人が活躍できる環境づくりとの一つとして、本人の交流の場である若年性認知症カフェの増設を図る。

数値目標	現状値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
県内における若年性認知症カフェの数	7か所	12か所

(4) 介護保険施設等の整備

本県は今後 2040 年に向けて介護ニーズが高い 85 歳以上の高齢者が全国トップクラスのスピードで増加することが見込まれるため、在宅での生活が困難になった方が安心して介護サービスを受けられるよう、特別養護老人ホームなどの施設整備を計画的に進める必要がある。

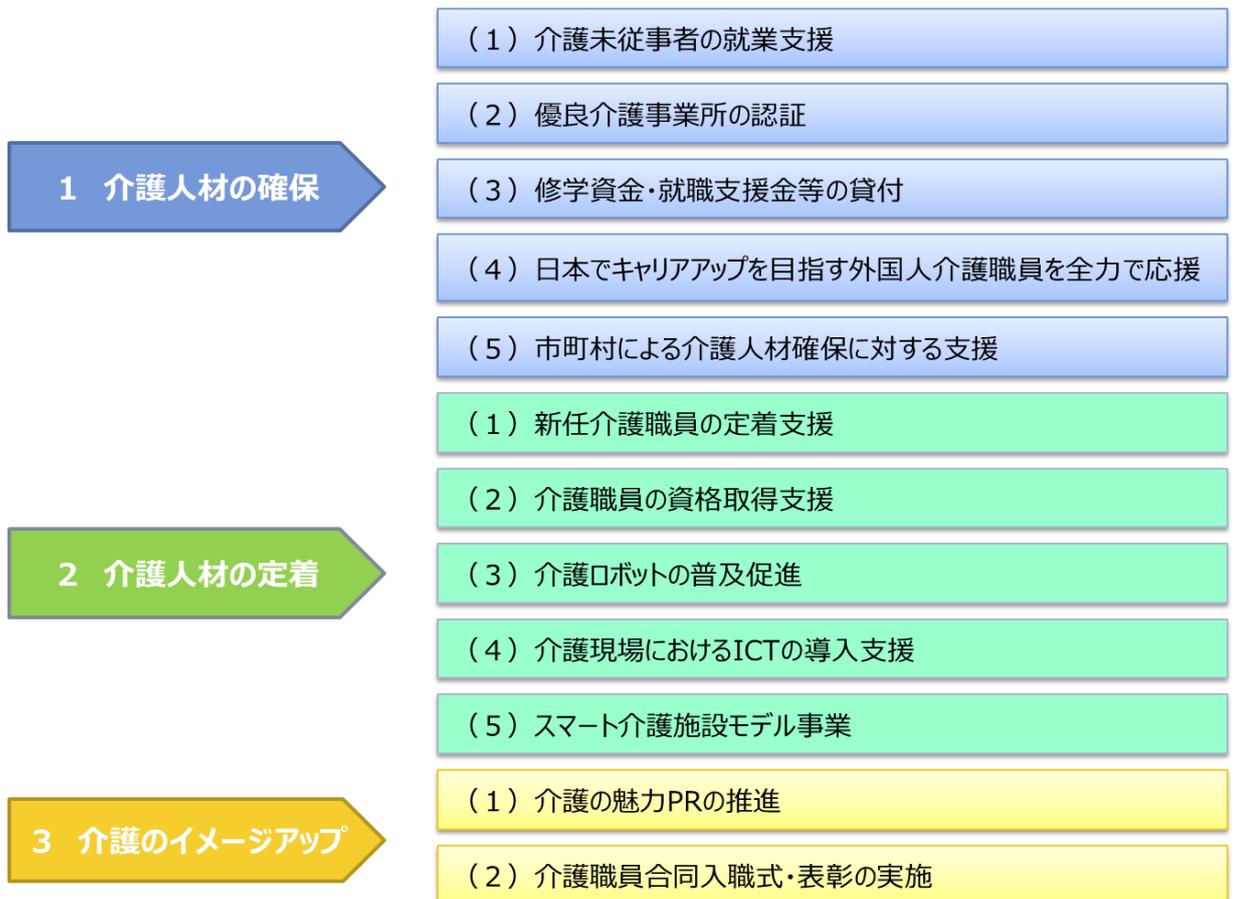
(5) 介護人材の確保・定着・イメージアップ

高齢者の増加に伴い、介護サービスの担い手である介護人材の確保と定着を図る必要がある。そこで、介護未従事者や高齢者などへの就労支援や介護職員の資格取得支援などに取り組んでいる。

取組の成果もあり、本県における介護職員数は平成 25 年度で約 7.1 万人であったが、令和 4 年度には約 9.9 万人に増加した。

団塊の世代が後期高齢者になる令和 7 年度には約 11.5 万人の介護職員が必要となる見込みであり、引き続き介護人材の確保・定着・イメージアップに取り組んでいく。

< 県の主な取組 >



(6) 介護現場の革新に係る支援

少子高齢化が進展し、地域の高齢者介護を支える人材不足が高まる中、介護職員の負担軽減を図るとともに、介護サービスの質の向上へと繋げていくなどの介護現場の革新に取り組んでいくことが不可欠となっている。このため、介護現場における介護ロボットや ICT の導入・活用を進める。

▶ 介護ロボット・ICT 導入支援

・介護現場における生鮮性向上により、介護職員の負担軽減及び介護の質の向上を図るため、介護ロボット・ICT の導入を図る。

数値目標	現状値（令和 4 年度）	目標値（令和 8 年度）
特別養護老人ホームにおける介護ロボット導入率	70.1%	90.0%

数値目標	現状値（令和 4 年度）	目標値（令和 8 年度）
特別養護老人ホームにおける ICT 導入率	48.0%	80.0%

(7) 介護保険の持続可能な制度運営

高齢化の進展にともない、介護保険給付費は増加し続けており、それに伴い介護保険料も上昇しているが、第 8 期（令和 3 年度～令和 5 年度）の介護保険料の埼玉県平均額は 5,481 円であり、各都道府県の平均額の中で 3 番目に低い額となっている。

介護サービスの利用者が適切でより良いサービスを利用できるよう、介護サービス事業者に対し、事業運営や介護報酬請求について運営指導等を行っている。さらに、悪質な基準違反や介護報酬請求に対しては監査を行い、必要に応じ指導や処分を行っている。

また、事業者の提供するサービスの質を公正・中立な第三者評価機関が評価する第三者評価事業を実施しているほか、利用者の事業者選択を支援するために、「介護サービス情報の公表」制度により、事業者情報を公表している。

第6章 障害者支援施策

1 現状

障害者手帳所持者数は334,566人で、県人口に占める割合は4.6%、おおむね県民25人に1人が手帳所持者である（令和4年度末）。

	身体障害者	知的障害者	精神障害者	合計
手帳所持者数	201,687人	56,496人	76,383人	334,566人
県人口に占める割合	2.8%	0.8%	1.0%	4.6%

県障害者福祉推進課調

■各手帳所持者数等の内訳

(1) 身体障害者手帳所持者数（令和4年度末 単位：人）

全県分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	構成比
視覚障害	4,586	4,619	905	1,139	2,176	635	14,060	7.0%
聴覚・平衡機能障害	770	4,049	2,097	4,108	74	5,676	16,774	8.3%
音声・言語・そしやく機能障害	118	146	1,705	827	—	—	2,796	1.4%
肢体不自由	18,309	19,013	18,726	25,788	8,451	4,596	94,883	47.0%
内部障害	47,066	935	8,226	16,947	—	—	73,174	36.3%
心臓機能障害	23,521	159	5,755	4,972	—	—	34,407	(17.1%)
じん臓機能障害	22,201	13	168	79	—	—	22,461	(11.1%)
呼吸器機能障害	554	34	1,181	436	—	—	2,205	(1.1%)
ぼうこう・直腸機能障害	17	29	564	11,056	—	—	11,666	(5.8%)
小腸機能障害	35	12	27	84	—	—	158	(0.1%)
免疫機能障害	320	642	512	277	—	—	1,751	(0.9%)
肝臓機能障害	418	46	19	43	—	—	526	(0.3%)
合計	70,849	28,762	31,659	48,809	10,701	10,907	201,687	—
構成比	35.1%	14.3%	15.7%	24.2%	5.3%	5.4%	—	—

※構成比は小数点第2位を四捨五入。

(2) 療育手帳所持者数（令和4年度末 単位：人）

全県分	㊤	A	B	C	合計	
	10,740	11,948	15,846	17,962	56,496	※県要綱等に基づく療育手帳制度(障害程度は㊤、A、B、C) 国の要綱上では重度A、その他B(国は2段階)
構成比	19.0%	21.1%	28.0%	31.7%	—	※構成比は小数点第2位を四捨五入。

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者(令和4年度末 単位:人)

全県分	1級	2級	3級	合計
	5,865	44,507	26,011	76,383
構成比	7.7%	58.3%	34.1%	—

※構成比は小数点第2位を四捨五入

(1)～(3) いずれも県障害者福祉推進課調

2 施策の方向

障害者の自立と社会参加を支援し、障害のある人と障害のない人が分け隔てられることなく、地域の中で共に育ち、学び、生活し、働き、活動できる社会＝「共生社会」の実現を目指し、令和6年3月に「第7期埼玉県障害者支援計画」(計画期間：令和6年度～令和8年度)を策定した。

■埼玉県障害者支援計画

I 理解を深め、権利を護る

- ・ 相互理解の強化
- ・ 差別解消の推進
- ・ 権利擁護の取組の充実

II 地域生活を充実し、社会参加を支援する

- ・ 地域生活支援体制の充実
- ・ 日中活動の場の確保
- ・ 住まいの場の確保
- ・ コミュニケーションの支援
- ・ 社会参加の支援

III 就労を進める

- ・ 就労に向けた支援
- ・ 職業訓練の充実

IV 共に育ち、共に学ぶ教育を推進する

- ・ 障害のある児童生徒の教育の充実
- ・ 自立する力の育成

V 安心・安全な環境をつくる

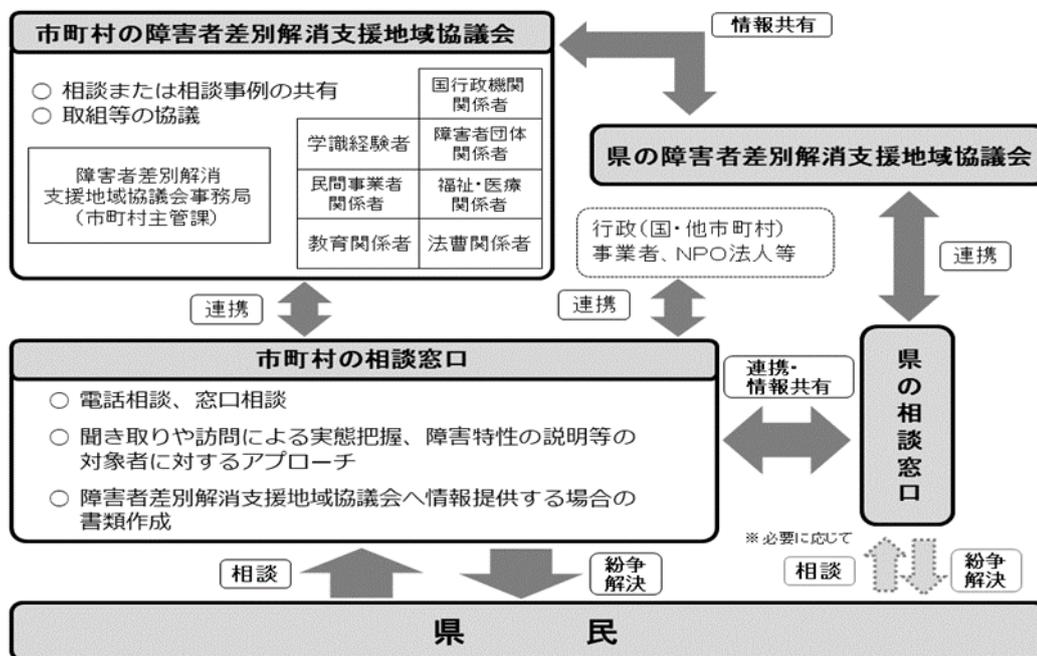
- ・ 療育体制の充実
- ・ 保健・医療サービスの充実
- ・ 福祉のまちづくりの推進
- ・ 安全な暮らしの確保

3 主な施策

(1) 障害者の理解を深め、権利を護る

「障害者差別解消法」が改正され、令和6年4月から民間事業者にも合理的配慮の提供が義務化された。障害を理由とした差別をなくし、障害のある人もない人も分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重しながら、地域の中で共に手を取り合って暮らせる共生社会を実現する必要がある。そのために、障害に対する正しい理解、障害者への不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供について引き続き普及啓発を進めていく。

【障害者の差別解消の取組】



➤ 差別解消の推進

・民間事業者と協力して、障害者や高齢者などの住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の供給を促進するとともに、あんしん賃貸住まいサポート店などの情報を提供する。

数値目標	現状値（令和6年度）	目標値（令和8年度）
あんしん賃貸住まいサポート店による住宅確保要配慮者の成約件数	1,200件	1,300件

(2) 地域生活を充実し、社会参加を支援する

障害者が地域の中で共に安心して自立した暮らしが送れるように、相談支援体制の整備、日中活動の場や住まいの場の確保、情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通手段の確保を進める。

➤ 地域生活支援体制の充実

・地域生活支援拠点等を市町村又は各圏域に少なくとも一つ整備し、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制と緊急時の連絡体制の構築を進めることや、機能の充実のため年1回以上の運用状況の検証及び検討をするよう各市町村に働きかける。また、地域生活支援拠点等を活用し、各市町村や圏域で人材育成に取り組む。

数値目標	現状値 (令和4年度末)	目標値 (令和8年度末)
地域生活支援拠点等の設置市町村数	36市町	各市町村又は各圏域に1箇所以上

・医療的ケアが必要な障害児が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携を図るための協議の場を設置し、支援体制を構築する。

数値目標	現状値 (令和4年度末)	目標値 (令和8年度末)
医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう関係機関等が連携を図るための協議の場を設置	46市町	県、各市町村又は各圏域に設置

・精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい生活ができるよう、圏域ごとに設置している保健、医療、福祉の関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、地域援助事業者、市町村など関係機関の連携による精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムを構築する。

数値目標	現状値 (令和4年度末)	目標値 (令和8年度末)
精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築のため、保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	49市町	全市町村

・重症心身障害児等が身近な地域において、児童発達支援や放課後等デイサービスへの通所による支援を受けられる事業所が設置されるよう市町村に働きかける。

数値目標	現状値 (令和4年度末)	目標値 (令和8年度末)
重症心身障害児を支援する 児童発達支援事業所の設置数	18市町 34箇所	各市町村又は各圏域に1箇所以上

数値目標	現状値 (令和4年度末)	目標値 (令和8年度末)
重症心身障害児を支援する放課後 等デイサービス事業所の設置数	23市町 36箇所	各市町村又は各圏域に1箇所以上

➤ 住まいの場の確保

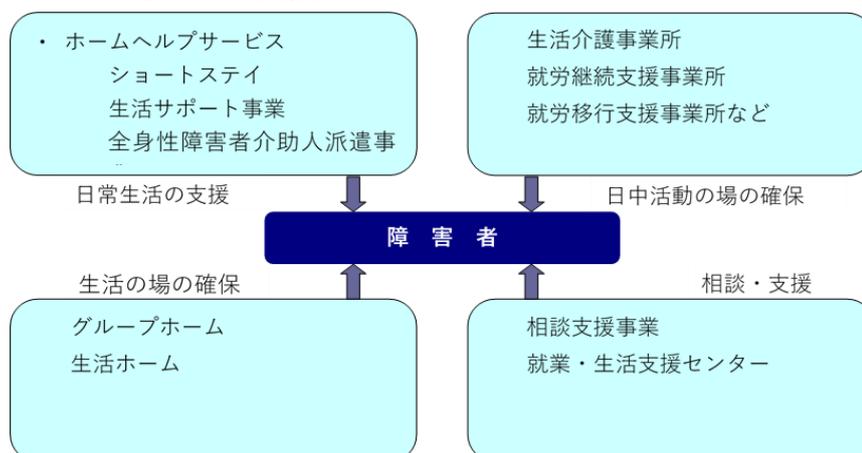
・障害者支援施設における入所者の地域生活への移行に向けた取組やショートステイ等の障害者の地域生活を支える拠点機能の充実を支援する。

数値目標	目標値 (令和6年度～令和8年度)
障害者入所施設から地域生活へ移行する人数	399人

・障害者の地域での自立生活のためグループホームなどの整備促進を図る。

数値目標	現状値 (令和4年度末)	目標値 (令和8年度末)
「住まいの場」の利用定員数 (グループホームの整備数)	9,004人	1,0165人

■ 障害者地域生活支援の仕組み



■障害福祉サービス利用の状況（日中・居住）

①日中活動系（単位：人）

介護給付	利用者数	訓練等給付	利用者数
生活介護	12,980 人	自立訓練	996 人
療養介護	731 人	就労移行支援	2,763 人
児童発達支援	8,174 人	就労継続支援	14,411 人
医療型児童発達支援	54 人	自立生活援助	73 人
放課後等デイサービス	14,937 人	就労定着支援	1,064 人

②居住系（単位：人）

介護給付	決定人員	訓練等給付	決定人員
施設入所支援	5,278 人	グループホーム	7,064 人

①②いずれも令和4年10月末現在 埼玉県調査

➤ コミュニケーションの支援

- ・市町村に手話アドバイザーを派遣し、市町村の手話言語に関する条例の制定などを支援する。

数値目標	現状値 (令和4年度末)	目標値 (令和8年度末)
手話言語に関する条例を定めている市町村数	40 市町村	全市町村

■手話通訳者等（令和5年4月1日現在）

登録手話通訳者（登録者数）	102 人
登録要約筆記者（登録者数）	61 人
盲ろう者向け通訳・介助員（登録者数）	81 人
身体障害者補助犬実働数	53 頭

※表中1行目から3行目は埼玉県登録者数(県障害者福祉推進課調)

※表中4行目は全県頭数(厚生労働省調)

➤ 社会参加の支援

- ・本県では、平成16年に開催された「第4回全国障害者スポーツ大会」を契機に、パラスポーツの普及が進み、同年に設立された「埼玉県障害者スポーツ協会（22年に一般社団法人）」を中心に競技スポーツの技術の向上とパラスポーツ、レクリエーションの振興を図っている。

平成19年度から、江戸時代後期の全盲の学者「塙保己一」にちなみ、障害がありながらも不屈の努力を続け顕著な活躍をする方などに対し、「塙保己一賞」を贈呈している。

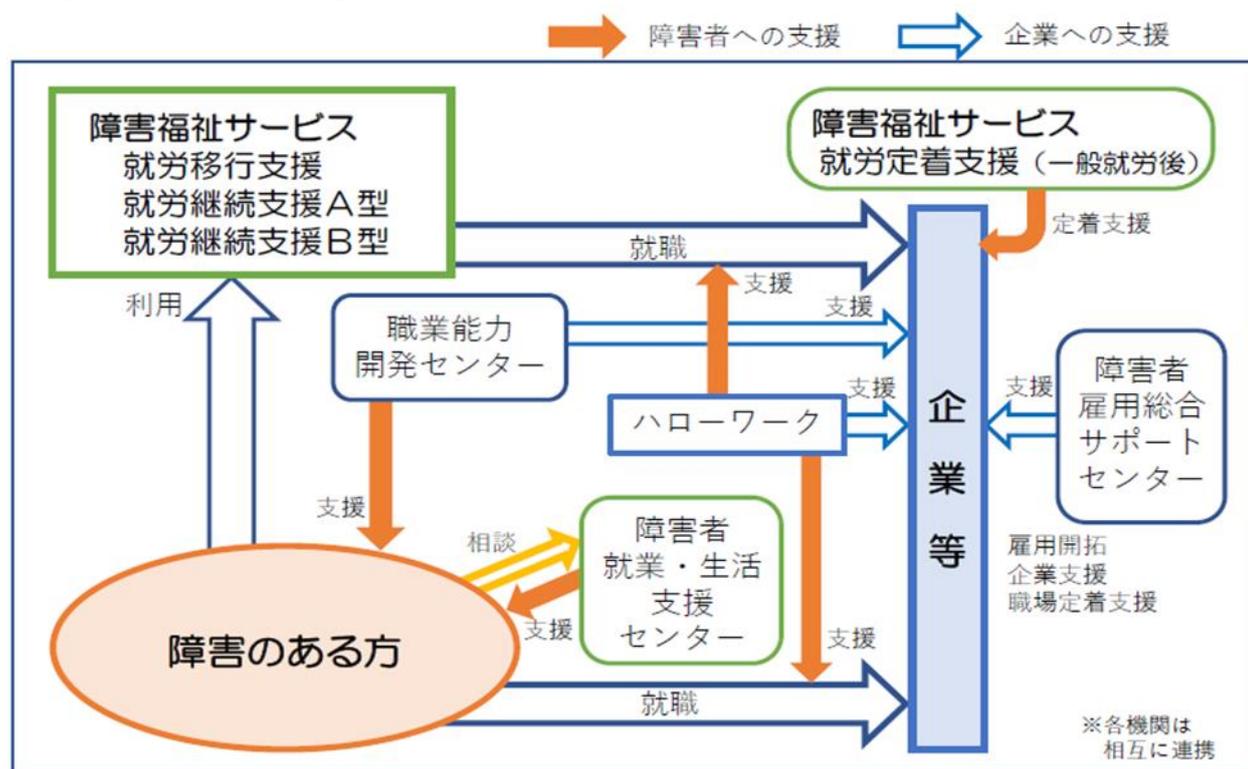
また、障害者の芸術・文化活動の一層の推進を図るため、平成21年度から「埼

玉県障害者アートフェスティバル」を開催するなど、障害者アートの魅力を多くの方に発信するとともに、障害のある方が芸術文化活動を体験する機会などを提供している。

(3) 就労を進める

障害者が地域で自立した生活が送れるよう、就労移行支援事業等の推進により、一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における工賃向上を推進している。

【障害者就労の体制】



➤ 就労に向けた支援

- ・ 障害者の自立と社会経済活動への参加を進めるために、就労移行支援や就労継続支援のサービスを提供する事業所の運営を支援する。また、事業所などと地域企業との繋がりが深まるよう支援する。

数値目標	現状値 (令和4年度末)	目標値 (令和8年度末)
福祉施設から一般就労する障害者数	1,145人	1,895人

数値目標	目標値 (令和8年度末)
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	50.0%

数値目標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)
就労継続支援B型事業所の工賃水準(月額)	15,024円	20,000円

➤ 就労訓練の充実

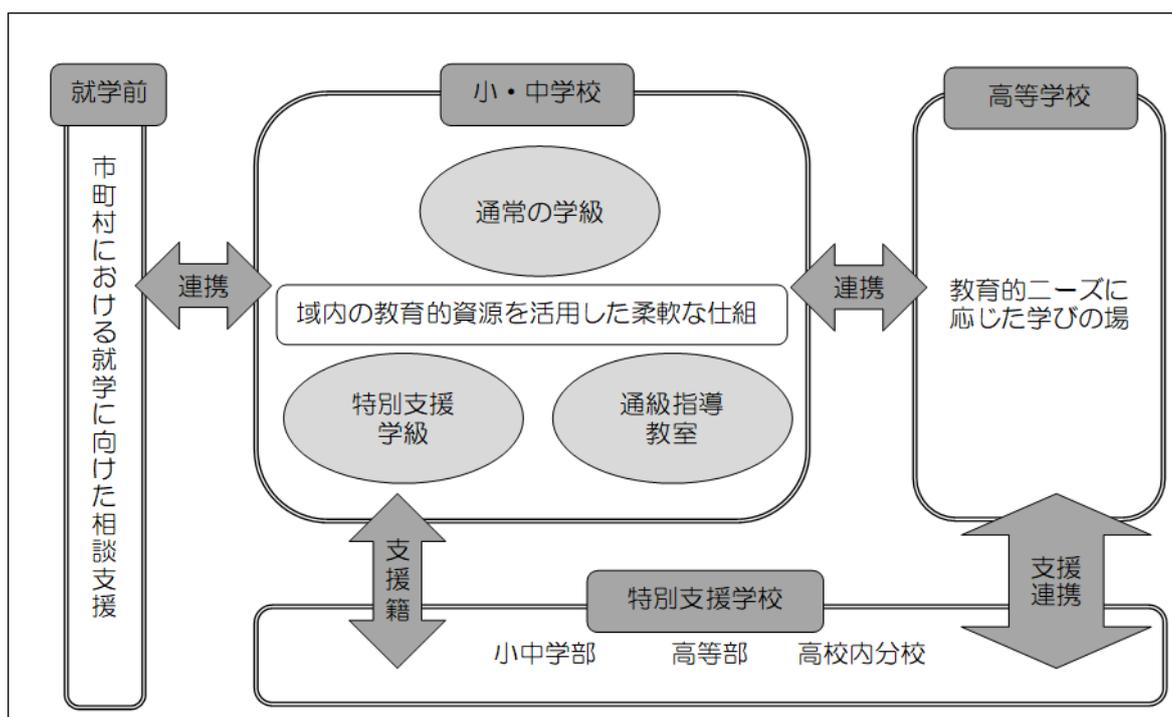
・生徒の卒業後の職業的、社会的自立の基礎を養うため、特別支援学校と労働・福祉関係機関や企業との連携を強化し、産業現場等における実習の拡大や職域拡大を図るなど、職業教育及び進路指導を充実する。

数値目標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和8年度)
特別支援学校高等部で一般就労を希望する生徒の就職率	90.3%	91.1%

(4) 共に育ち、共に学ぶ教育を推進する

障害の有無にかかわらず全ての子どもが共に学ぶ環境を整備し、一人ひとりの状況に応じた教育を行う。また、特別な教育的支援を必要とする子どもについては、卒業後の自立を見据えて早期から支援すると共に、一人ひとりの教育的ニーズに応じた合理的配慮を提供し、必要な支援を行う。

【多様な学びの場の充実】



➤ **障害のある児童生徒の教育の充実**

- ・特別支援学校の教員及び小・中学校の特別支援学級及び通級による指導担当教員に特別支援学校の教員免許状の取得機会を与え、専門性の向上を図るとともに、障害の特性に応じるための研修を充実し資質の向上を図る。

数値目標	現状値 (令和4年度末)	目標値 (令和8年度末)
特別支援学校教諭免許状取得のための講習受講者数	1,358人	2,800人

(5) **安心・安全な環境をつくる**

障害者が地域で安心して生活していくために、療育体制や保険・医療サービスの充実を図るとともに福祉のまちづくりを推進する。

➤ **療育体制の充実**

- ・発達障害児・者が乳幼児から成人期まで生涯を通じて適切な支援を受けられるように、発達障害総合支援センターを拠点として、発達障害について正しく理解し適切に支援できる人材の育成、親支援の普及促進、センター専門職による市町村や地域の支援機関への助言・支援を行う。また、身近な地域で専門的な支援ができる人材や機関を増やし、支援体制の充実を図る。

➤ **保健・医療サービスの充実**

- ・高次脳機能障害者（児）及びその家族が、身近な地域で適切な支援が受けられるよう、総合リハビリテーションセンターに設置した高次脳機能障害者支援センターを核として市町村、相談支援事業所、医療機関などと連携を密にし、支援のネットワークを構築する。

➤ **福祉のまちづくりの推進**

- ・障害者は高齢者など、誰もが快適に安心して鉄道を利用できるよう、駅のエレベーター、スロープ、障害者対応型トイレやホームドア及び内方線付き点状ブロックなどのバリアフリー化の整備を支援する。

数値目標	現状値 (令和4年度末)	目標値 (令和8年度末)
駅のホームドア設置番線数	68番線	113番線

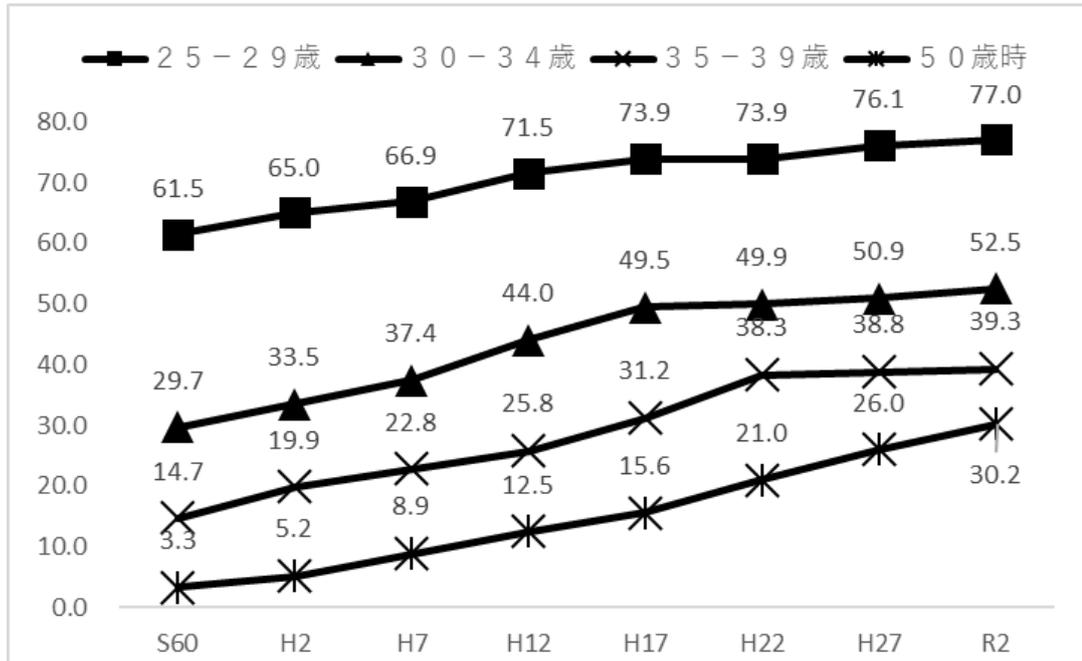
第7章 子供・子育て支援施策

1 現状

(1) 未婚率の上昇

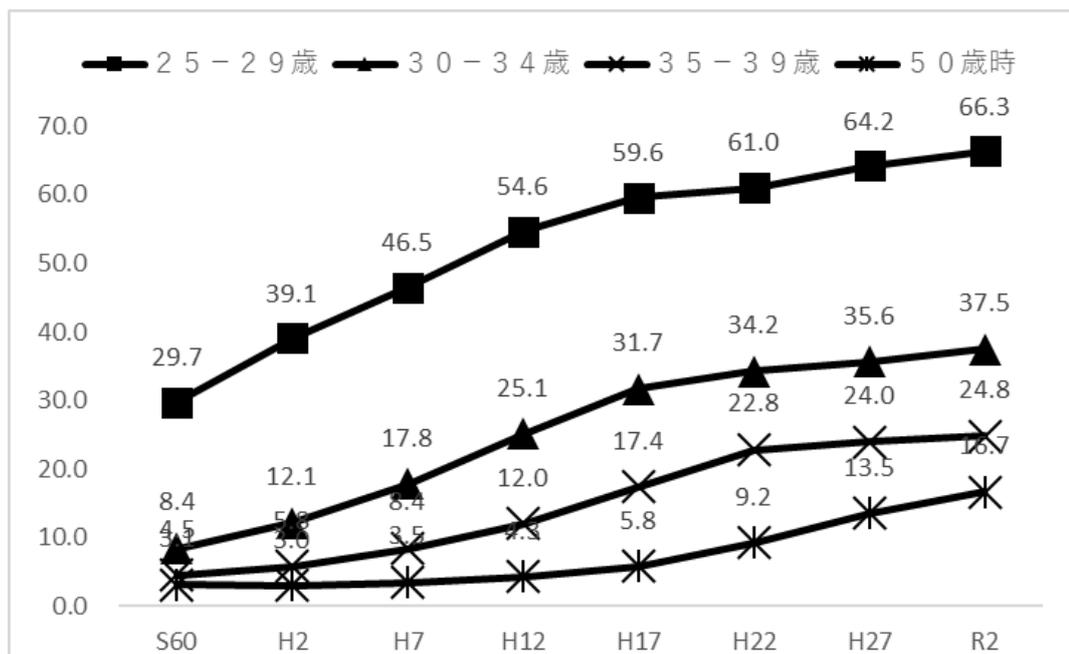
本県における未婚率は、男女ともに昭和60年以降、大幅に上昇している。特に、25～29歳の女性の未婚率が大幅に上昇している。

■本県の年齢階級別未婚率の推移（男性）



総務省「国勢調査」を基に作成

■本県の年齢階級別未婚率の推移（女性）



総務省「国勢調査」を基に作成

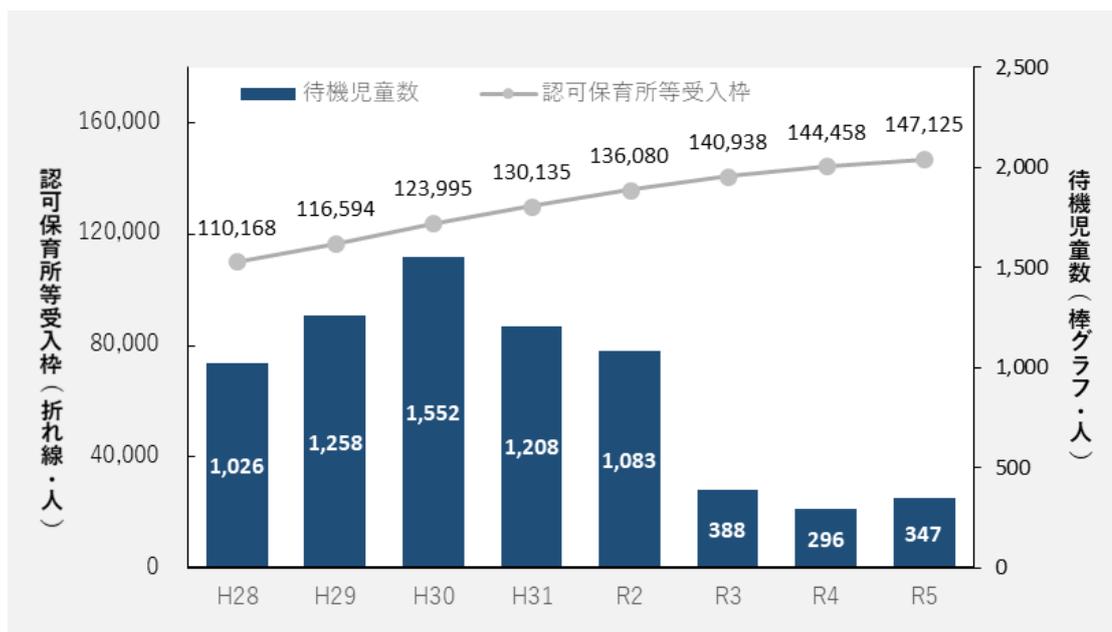
(2) 保育所等待機児童対策

保育所等待機児童の早期解消に向け、これまで保育の受皿を拡大してきた。

しかし、宅地開発やマンション建設に伴う子育て世帯の流入などにより、保育需要が年々増大しており、待機児童の解消には至っていない。

また、保育所等の整備には保育人材の確保が必要となるが、保育士の有効求人倍率が4.19倍（令和4年11月）となっており、厳しい状況となっている。

■ 認可保育所等受入枠と待機児童数の推移



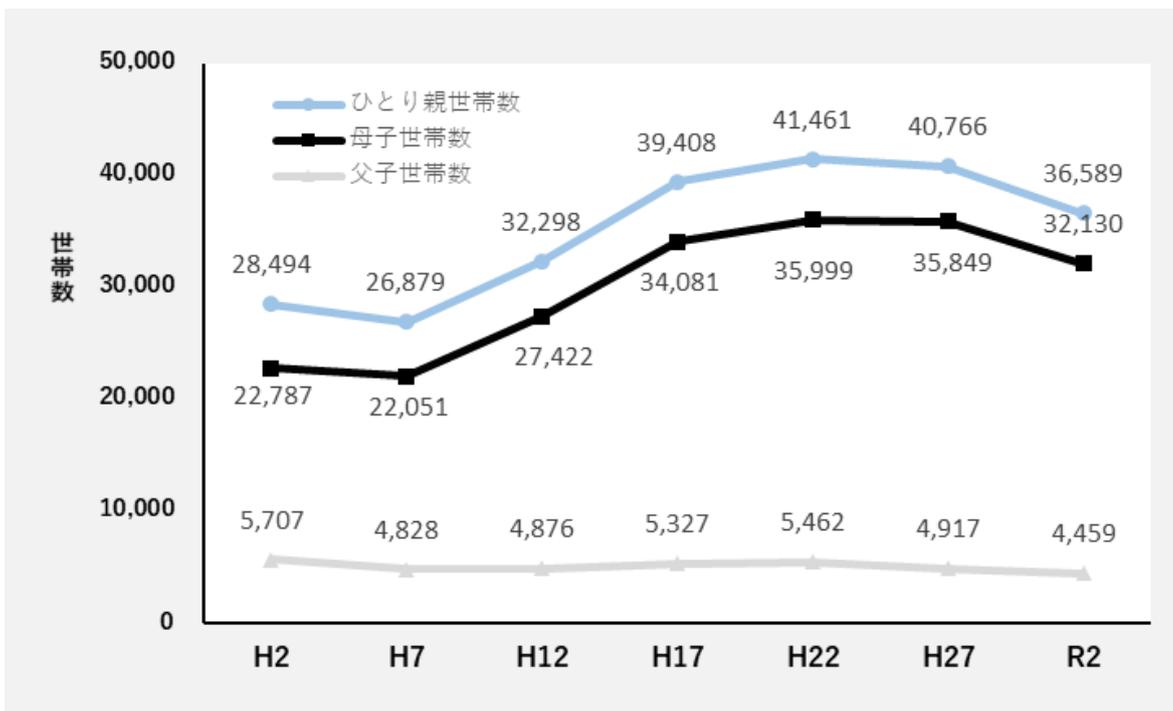
埼玉県「保育所等利用待機児童数調査」を基に作成

(3) ひとり親世帯の状況

本県におけるひとり親世帯数は平成22年まで上昇傾向にあり、特に母子世帯数は、令和2年は平成7年と比べ約1.4倍となっている。

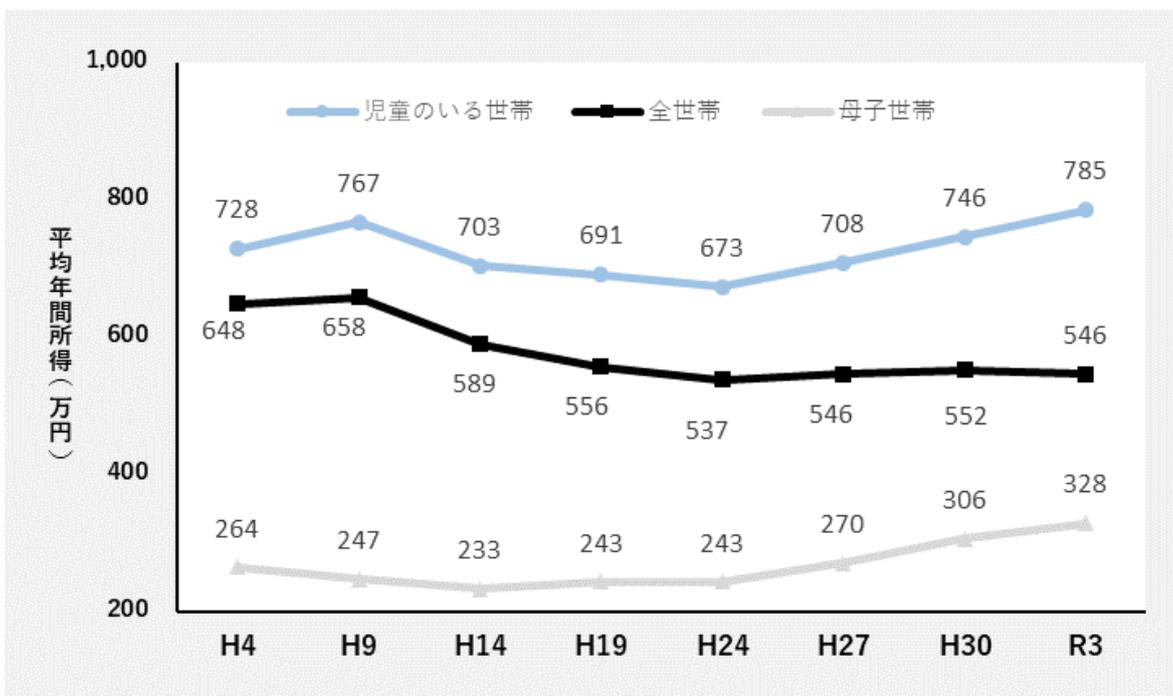
母子世帯の平均年間所得（全国）を見ると、全世帯の平均年間所得とは大きな差があり、母子世帯の生活の厳しさがうかがえる。

■本県のひとり親世帯数の推移



〔総務省「国勢調査」を基に作成〕

■全国の世帯当たりの平均年間所得の推移



〔厚生労働省「国民生活基礎調査」を基に作成〕

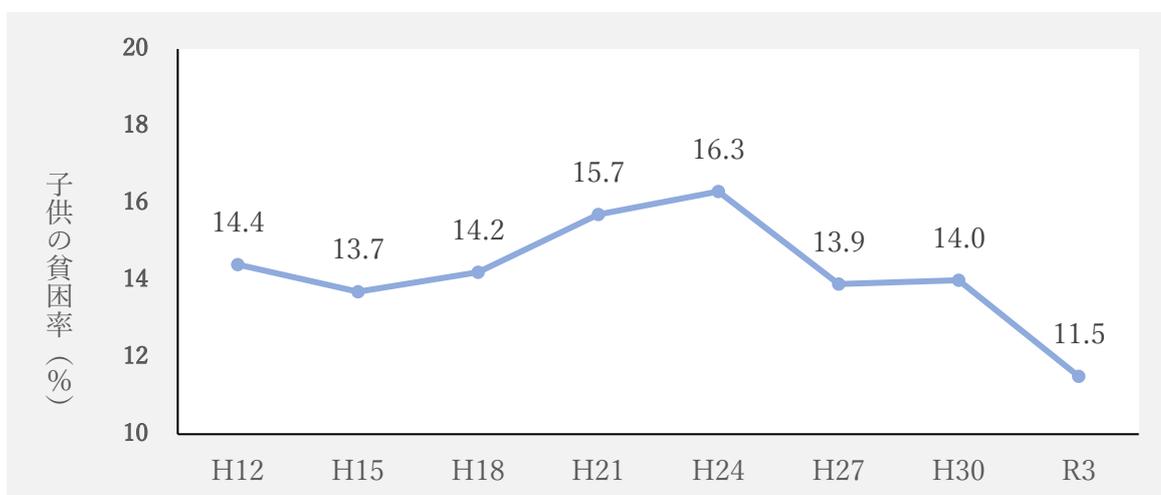
(4) 子供の貧困

子供の貧困率は、平成15年から平成24年まで約10年間で2.6ポイント上昇している。平成27年以降は改善が見られたが、依然深刻な状況である。

生まれ育った家庭の経済状況が子供の進学や就職などに影響を及ぼし、格差の固定化や貧困の連鎖につながることを懸念される。

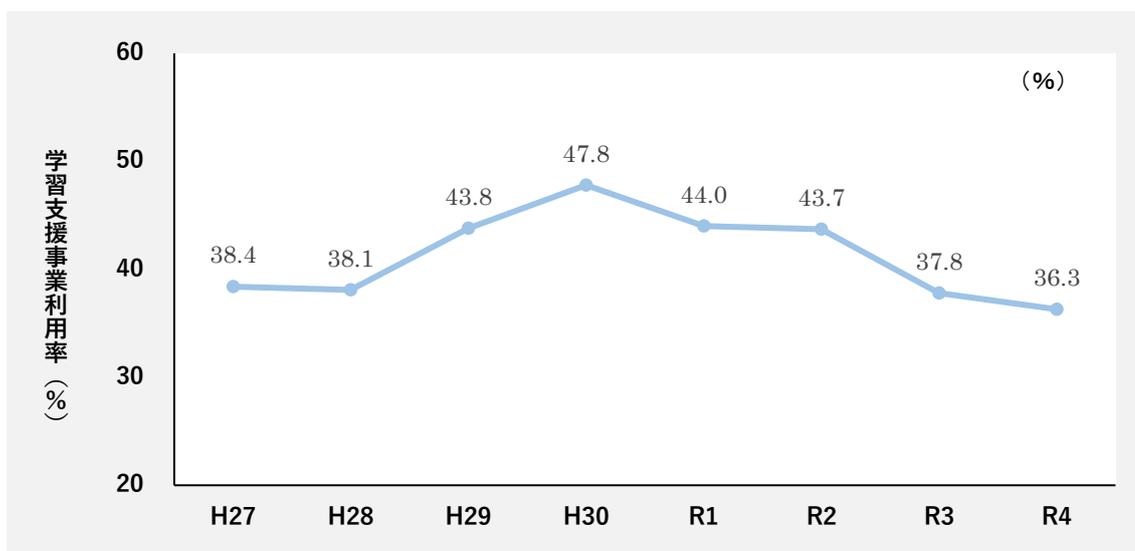
本県では「貧困の連鎖」を断ち切るため、生活保護世帯・生活困窮世帯の子供に対する学習支援を進めている。

■全国の子供の貧困率の推移



厚生労働省「国民生活基礎調査」を基に作成

■本県の生活保護世帯の中学3年生の学習支援事業利用率



県社会福祉課調

2 施策の方向

県では、令和2年3月に「埼玉県子育て応援行動計画」を策定し、『『すべての子供の最善の利益』を目指し、『子育て』『親育ち』の支援や地域全体での子育て支援を通じて、子供を生み育てることに希望を持てる社会づくり』を基本理念とし、結婚から妊娠・出産、子育てまでの切れ目ない支援に加え、経済・雇用、教育、まちづくりなどの幅広い分野にわたって、総合的な取組を行っている。

■埼玉県子育て応援行動計画

1 結婚・出産の希望実現

- ・ 結婚を望む人への支援
- ・ 不妊・不育症に悩む人への支援 など

2 親と子の健康・医療の充実

- ・ 妊娠から子育てまでの切れ目のない支援
- ・ 周産期医療の充実 など

3 「子育て」と「子育て」の支援

- ・ 家庭の子育て力の充実
- ・ 「孤育て」にしない地域の子育て力の充実 など

4 ワークライフバランス・男女の働き方改革の推進

- ・ 企業による働き方改革の推進、社会全体の気運醸成
- ・ 男性の家事・育児の促進

5 「子供の貧困」対策の推進、配慮を要する子供への支援

- ・ 「子供の貧困」対策の推進
- ・ ひとり親家庭への支援 など

6 児童虐待防止・社会的養育の充実

- ・ 子供を虐待から守る地域づくり
- ・ 社会的養育の充実

7 子育てしやすいまちづくりの推進

- ・ 子供にとって安全・安心なまちづくりの推進
- ・ 子育てしやすい住環境の整備

3 主な施策

(1) 結婚支援

市町村や企業等と連携し「SAITAMA 出会いサポートセンター」(恋たま)を平成30年8月に県内3カ所(さいたま市・本庄市・坂戸市)に開設し、同年10月1日からマッチング・相談を開始した(令和6年2月末現在登録18,961人)。AIを活用したマッチングシステムと、相談員によるサポートにより、結婚を誠実に希望する独身男女に出会いの機会を提供している。

(2) 子育て支援

①地域での子育て支援

親子が気軽に相談・交流できる場としての「地域子育て支援拠点」の設置促進や子育て支援団体のネットワークづくりへの支援を進める。

		令和4年度末
地域子育て支援拠点	子育て親子の交流促進、育児不安に対する相談指導等子育てに関する様々な援助活動を行う	583 か所

県少子政策課調

②子育てファミリー応援事業

市町村が実施する第一子以降への給付等に対し、県は上乘せで「ベビーギフト」等を配布する。市町村と子育て世帯を確実につなぎ、孤立した子育てやワンオペ育児を防止し、育児の負担軽減を図る。

また、第3子以降の児童の保育料を助成する。

③パパ・ママ応援ショップ事業の推進

企業、店舗の協力により、子育て家庭を優待する「パパ・ママ応援ショップ」事業を平成19年5月から開始し、平成29年8月から、対象を「中学生以下の子のいる世帯」から「高校生以下の子がいる世帯」に拡大した。令和6年2月現在で協賛店舗は23,802店と全国最大級となっている。

④「赤ちゃんの駅」の設置

県内公共施設や民間施設の協力により、誰でもおむつ替えや授乳ができる場所を提供する「赤ちゃんの駅」の登録制度を平成22年6月から開始し、令和6年2月末現在の登録数は6,418か所となっている。

⑤ママ・パパ・リフレッシュ事業

子供連れでも安心して利用できるサービス（託児サービスの提供やキッズスペースの設置など）を実施する店舗や施設に「ママ・パパ・リフレッシュ事業」の協力店舗・協力施設として登録していただき、情報提供する事業を平成24年9月から開始し、令和6年2月末現在の登録数は154か所となっている。

(3) 保育所の待機児童の解消

平成29年度から、埼玉県5か年計画において、保育所待機児童数を施策指標に掲げ、保育所、認定こども園などの整備を促進するほか、県単独施策による企業内保育所の整備、希望時期入園制度の導入・運営など、多様な保育サービスの提供を進めている。

埼玉県5か年計画(令和4年度～令和8年度)	令和5年4月1日	令和9年4月1日(目標)※
保育所待機児童数	347人	0人

保育所等利用待機児童数調査

※計画期間中は常に待機児童がない状態を目指す

埼玉県子育て応援行動計画	令和5年4月1日	令和6年度(目標)
保育所等受入枠	147,125人	153,132人

県少子政策課調

(4) 保育サービスの充実

多様な保育ニーズに対応した保育サービスの充実を図るため、冠婚葬祭等で一時的に保育が必要になる児童を預かる一時預かりや、延長保育、病児保育等の特別保育を促進している。また、保育に係る情報提供の促進や保育サービスの質の向上を図っている。

また、放課後児童クラブについて、原則として小学校区ごとに、入所を希望するすべての児童を受け入れる体制の整備に努めるとともに、質の高い支援を確保するため、放課後児童クラブに助言等を行う巡回支援アドバイザー派遣事業を令和2年度から県が実施している。

	令和4年度	令和6年度(目標)
延長保育事業	75,772人	75,750人
一時預かり事業	681,391人日	691,777人日
病児保育事業	64,731人日	63,529人日
放課後児童クラブ	75,511人	82,631人

県少子政策課調

(5) 保育人材の確保

県内の保育士有効求人倍率は、令和5年1月時点で3.80倍と厳しい状況にある。保育人材を確保するため、総合的な対策を講じる。

- ① 就職準備金貸付（1人あたり20万円）や奨学金返済支援（1人あたり年間最大18万円）などの新卒保育士向け就職支援
- ② 保育士・保育所支援センターによる就職あっせんや短時間勤務（週10時間以上20時間未満）を希望する潜在保育士向けの就職準備貸付（1人あたり20万円）などの復職支援
- ③ 宿舍借り上げ費用の上乗せ補助や保育補助者等の配置費用助成などの職場定着支援
- ④ 保育補助者の配置費用の助成など職場定着支援

(6) 子育て家庭への経済的支援

子育て家庭の経済的負担を軽減するため、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当を支給している。

	支給対象	支給額
児童手当	<p>令和6年9月分まで</p> <p>■中学校修了前の児童の養育者</p> <p>令和6年10月分から</p> <p>■高校生年代の児童の養育者</p> <p>■令和5年3月末受給者数 ・50,513人 (特例給付の受給者を含む)</p>	<p>令和6年9月分まで</p> <p>■3歳未満 ・15,000円</p> <p>■3歳～小学生 ・第1、2子 10,000円 ・第3子以降 15,000円</p> <p>■中学生 ・10,000円</p> <p>※所得制限あり</p> <p>■特例給付（所得制限限度額以上） ・一律5,000円</p> <p>■所得上限限度額以上 ・0円（令和4年6月分から（10月支給分））</p> <p>令和6年10月から</p> <p>■3歳未満 ・第1、2子 15,000円 ・第3子以降 30,000円</p> <p>■3歳～高校生年代 ・第1、2子 10,000円 ・第3子以降 30,000円</p>
児童扶養手当	<p>■父又は母と生計を別にしているか、父又は母に一定の障害がある18歳の年度末までの児童（一定の障害がある児童の場合は20歳未満）の養育者（令和5年3月末現在）</p> <p>■受給者数 ・37,841人</p>	<p>■全額支給の場合 (令和6年9月まで)</p> <p>・児童1人月額45,500円 ・第2子10,750円加算 ・第3子以降6,450円加算</p> <p>(令和6年10月以降)</p> <p>・児童1人月額45,500円 ・第2子以降10,750円加算</p>

<p>特別児童扶養手当</p>	<p>■重中度の障害児(20歳未満)の養育者(令和5年3月末現在)</p> <p>■受給者数 ・9,181人</p> <p>■児童数 ・10,008人</p> <p>※H27年4月から、さいたま市分は権限移譲</p>	<p>令和6年4月から</p> <p>■1級1人 ・月額55,350円</p> <p>■2級1人 ・月額36,860円</p>
-----------------	--	---

(7) 子供の貧困の解決

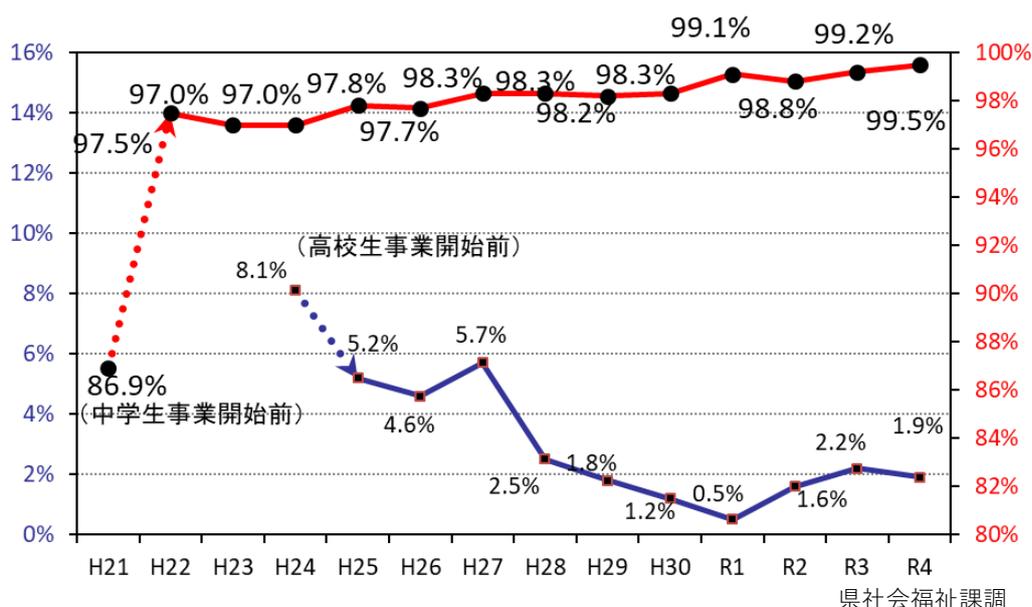
①アスポート事業

本県では平成 22 年度から全国に先駆けて生活保護世帯の子供に対する学習支援を実施するなど、「貧困の連鎖」を断ち切るための取組を行っている。

生活困窮者自立支援制度の開始に伴い、平成 27 年度から生活困窮世帯の子供も対象となった。当事業により、高校進学率及び高校中退率が改善された。

また、中高生への支援に加え、小学校 3 年以上の児童を対象として学習・生活支援、体験活動、健康支援を行うジュニア・アスポート事業を実施している。

■アスポート事業利用者の高校進学率及び高校中退率

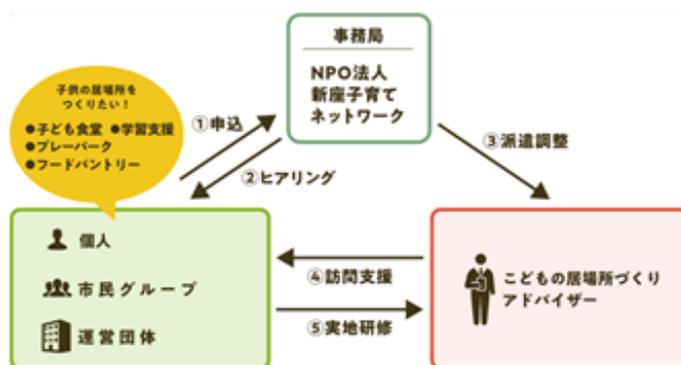


②こども応援ネットワーク埼玉

令和 5 年 3 月末日現在、本県には子ども食堂など子供の居場所が 628 か所あり、将来的には小学校区 1 つの割合である 800 か所を目指している。県では、企業や NPO などの団体や個人 940 (令和 6 年 1 月末現在) で構成される「こども応援ネットワーク埼玉」を設立し、貧困の連鎖の解消に向けて社会全体で取り組む機運醸成を行っている。葬祭場や結婚式場を活用した子ども食堂や企業による継続的な食材提供、輸送支援などの取組が広がっている。

③子ども食堂の開設・運営支援

子ども食堂等の子供の居場所を始めたいという団体等に対し、衛生管理・アレルギー対応の基礎知識の習得や、資金集めのための研修会等を開催している。また、「こどもの居場所づくりアドバイザー」として42の個人・団体を任命し、ボランティアや食材の確保、地域とのネットワークづくりなどの立ち上げに必要なノウハウを提供している。



(8) 里親等委託の推進

子供には安定した家庭で養育されることが望ましいことから、県では里親等の委託を推進している。

■里親等の登録・委託の状況（各年度3月31日現在）

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
登録里親数	709世帯	721世帯	774世帯	798世帯	811世帯	861世帯
受託里親数	233世帯	232世帯	235世帯	249世帯	262世帯	258世帯
委託児童数	272人	270人	281人	298人	313人	297人
ファミリーホーム委託児童数	114人	124人	131人	135人	132人	130人

〔県子ども安全課調〕

(9) 児童養護施設等の児童の自立への支援

児童養護施設を退所する子供たちは、自立に必要な支援を実親から受けることができないケースがほとんどである。こうした状況を改善するため、入所児童の学力向上、部活動費への支援を行っている。

大学、専門学校等に進学した児童に対しては、平成 27 年度から実施している「希望の家事業」により、低額の住居を提供するとともに、支援員が生活相談や見守りを行っている。

また、退所した児童等に対しては、退所児童等アフターケア事業所「クローバーハウス」で、退所者が気軽に立ち寄れるフロアを設置し仲間と交流できるグループ活動を支援している。

■児童養護施設の状況（各年度 4 月 1 日現在）

	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
施設数	22 か所					
入所定員数	1,400 人	1,401 人	1,401 人	1,401 人	1,387 人	1,379 人

県子ども安全課調

■自立援助ホームの状況（各年度 4 月 1 日現在）

	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
施設数	8 か所	9 か所	12 か所	17 か所	18 か所	21 か所
入所定員数	55 人	61 人	82 人	118 人	123 人	139 人

県子ども安全課調

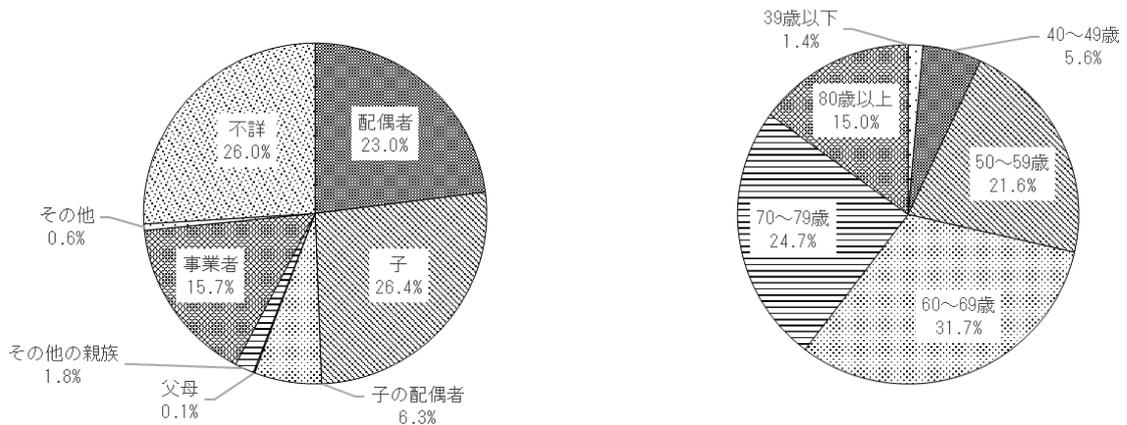
第8章 ケアラー支援

1 現状

(1) ケアラー・ヤングケアラーの状況

令和4年国民生活基礎調査によると「要介護者等」と「主な介護者」の続柄をみると、「配偶者」が23.0%、「子」が26.4%、「子の配偶者」が6.3%、「父母」が0.1%、「その他の親族」が1.8%となっており、「主な介護者」のうち、57.6%をその他の親族も含めた家族が占めている。さらに、年齢階級でみると、「60～69歳」が31.7%、「70～79歳」が24.7%、「50～59歳」が21.6%となっている。

■主な介護者の続柄、年齢階級（全国）



資料：令和4年国民生活基礎調査を基に作成

(2) ケアラー・ヤングケアラーに必要な支援

令和5年度県政世論調査において、自身がケアラーである（あった）と回答した方に対し、ケアラーに必要な支援について聞いたところ、「経済的支援」が53.9%、「ケアラーに役立つ情報の提供」が37.7%、「勤務しやすい柔軟な働き方」が36.3%、「ケアラーが病気などになった際にケアの対象者の一時預かり等を行うサービスの提供」が35.6%となっている。

同様に自身がヤングケアラーであったと回答した方に対して必要な支援について聞いたところ、「困ったときにいつでも気軽に話ができるスタッフや場所」が51.7%、「福祉サービスに関する情報がわかりやすく得られること」が41.4%、「ケア（介護、看護、子の世話など）のサポート」及び「信頼して見守ってくれる大人がいること」が37.9%となっている。

2 施策の方向

「埼玉県ケアラー支援条例」第9条に基づき、「全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができる社会の実現」を基本理念とする「第2期埼玉県ケアラー支援計画」（令和6～8年度）を令和6年3月に策定した。基本理念の実現を目指して、6つの基本目標と132の取組を設定し、ケアラー支援を進めている。

■埼玉県ケアラー支援計画

1 ケアラーを支えるための広報啓発の推進

- ・ ケアラーに関する啓発活動

2 行政におけるケアラー支援体制の構築

- ・ 相談支援体制の整備
- ・ 多様なケアラーへの支援
- ・ 子育てしながら介護を担うダブルケアへの支援
- ・ ケアラーの生活支援

3 地域におけるケアラー支援体制の構築

- ・ ケアラーが孤立しない地域づくり
- ・ 地域の見守り体制・地域住民同士の助け合いの拡充

4 企業におけるケアラー支援体制の構築

- ・ ビジネスケアラーの仕事と介護の両立支援の推進

5 ケアラーを支える人材の育成

- ・ ケアラー支援への対応能力向上・連携強化
- ・ ケアラー支援を担う県民の育成

6 ヤングケアラー支援体制の構築・強化

- ・ 学校におけるヤングケアラー支援体制の構築
- ・ 行政・地域におけるヤングケアラー支援体制の構築

3 主な施策

(1) ケアラーを支えるための広報啓発の推進

広く県民に対しケアラーの存在について、そしてケアラー自身に対しても周りに助けを求めてよいということについて、引き続き啓発する。

また、市町村や身近な介護の相談機関である地域包括支援センター*等を周知することで、ケアラーが支援につながるよう促す。

(2) 行政におけるケアラー支援体制の構築

認知症の人や障害のある方、難病疾患の方の介護・看護などケアラーがケアする相手も多様であり、ケアラー自身の困りごとやケアラーがいる世帯が抱える課題も様々である。県内の市町村において、複雑化・複合化した支援ニーズに対応できる包括的な支援体制を構築する。また、重層的支援体制整備事業*を実施する市町村を支援する。

指標銘	現状値 (令和5年4月1日)	目標値 (令和9年4月1日)
ワンストップ型総合相談窓口や複合課題を調整するチームの設置市町村数	51 市町村	全市町村

(3) 地域におけるケアラー支援体制の構築

ケアラーが地域で孤立することがないように、いわゆる介護者サロン*などの場づくりと住民同士の助け合いや見守り体制づくりを進める。また、その担い手の育成に取り組むとともに、介護者サロン*の認知度向上にも取り組む。

指標銘	現状値 (令和5年4月1日)	目標値 (令和9年4月1日)
介護者サロンを設置する市町村数	55 市町村	全市町村

(4) 企業におけるケアラー支援体制の構築

働く現役世代のケアラーの介護離職を防止していくため、介護が始まる前の方も含め、相談先をはじめとした知識の習得や心構え等の事前の準備を促していくとともに、企業の理解や体制づくりを後押しし、ケアラーが仕事と介護を両立できる体制を構築する。

指標銘	目標値 (令和 6～8 年度の累計)	
ビジネスケアラーに関するセミナー等受講企業数	2,000 企業	
指標銘	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 8 年度)
地域包括支援センターの認知度 (30～50 代)	43.7%	70.0%

(5) ケアラーを支える人材の育成

関係機関を対象とした研修において、アセスメントシートの活用等により、ケアラーの置かれている状況や悩みなどを適切に把握し、支援に繋げることができる人材を育成していく。また、地域の住民に対しても、支援の担い手として、ケアラー支援への理解を促していく。

指標銘	現状値 (令和 6～8 年度の累計)	目標値 (令和 3～8 年度の累計)
ケアラー支援を担う人材育成数	3,590 人	6,000 人

(6) ヤングケアラー支援体制の構築・強化

教育機関等と福祉部門が連携して支援できる体制を構築する。

あわせて、ヤングケアラーも含めた子供たちの居場所づくりを進めるほか、若者ケアラー*についても切れ目なく支援していく。

指標銘	現状値 (令和 3～5 年度の累計)	目標値 (令和 3～8 年度の累計)
ヤングケアラー支援のための教育・福祉合同研修の受講者数	1,078 人	2,000 人
指標銘	現状値 (令和 4 年度)	目標値 (令和 8 年度)
こどもの居場所の数	628 か所	800 か所以上

第9章 虐待防止・権利擁護

1 虐待防止

(1) 埼玉県虐待禁止条例

児童、高齢者、障害者に対する虐待が後を絶たない状況にあり、家族や施設職員による暴行やネグレクト、性的虐待など、様々な形態の虐待が発生している。

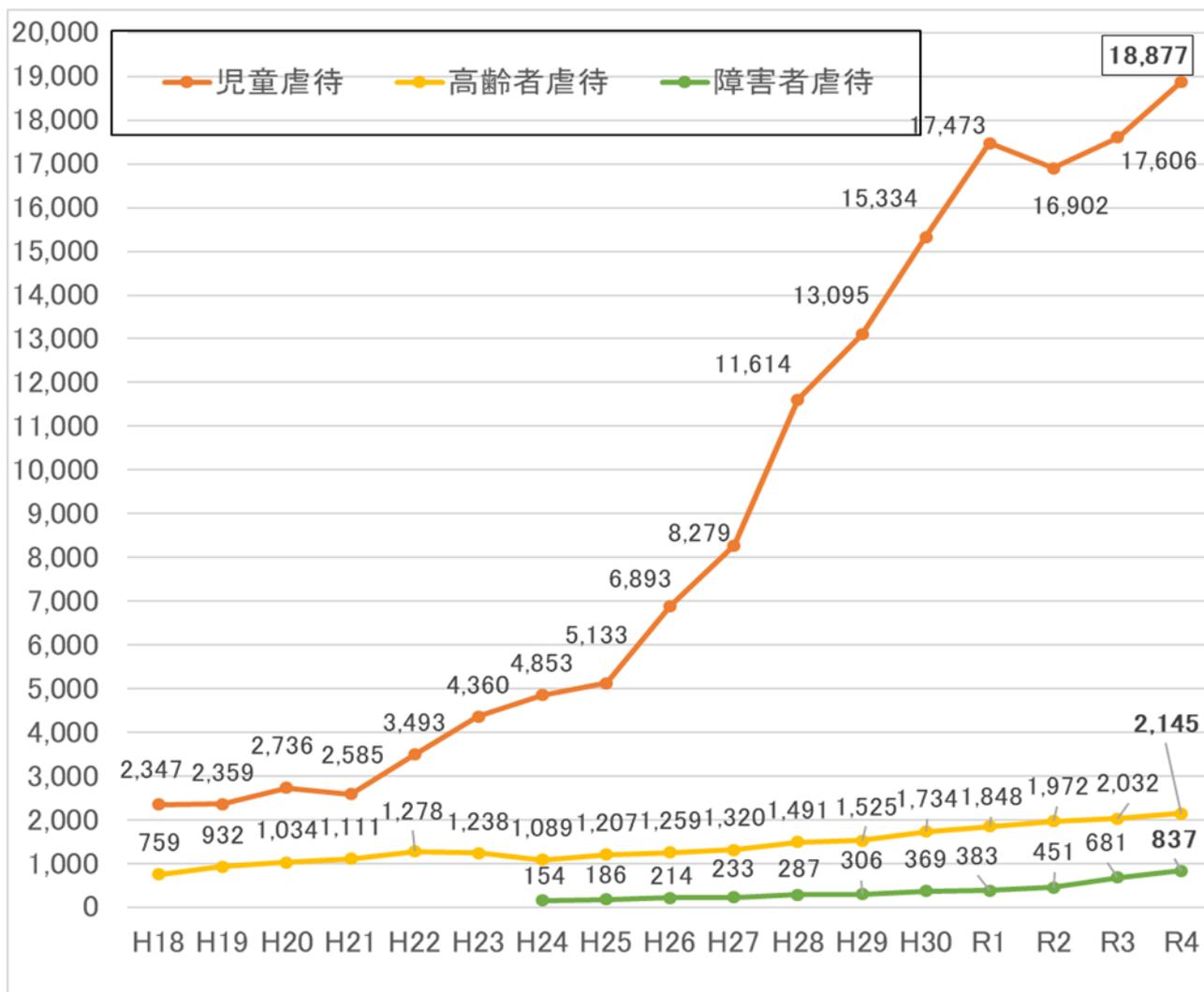
また虐待に対する関心の高まりを背景として、通告・通報件数は増加傾向にある。県では虐待に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、児童、高齢者、障害者の各虐待を一元的に規定した「埼玉県虐待禁止条例」を定めた。(平成30年4月施行)

同条例では、通報等を行いやすい環境の整備(3虐待の通報等を一元的に24時間365日受け付け、対応する虐待通報ダイヤル#7171の開設)、虐待の防止等に関する県民の理解を深めるための分かりやすいパンフレット等の作成・配布、施設従事者等への研修の実施などを定めている。

■埼玉県虐待通報ダイヤル「#7171」



■虐待の相談対応件数・通報件数の推移



県子ども安全課・地域包括ケア課・障害者支援課調

(2) 児童虐待防止・児童養護対策の充実

児童虐待については、発生予防から、早期発見・早期対応、虐待を受けた子供と親の心のケア対策、虐待を受けた子供の養育の場の確保・自立支援まで、一貫した取組を推進している。

令和4年度の児童虐待の相談対応件数は18,877件で、依然として深刻な状況にある。このため、児童虐待防止に対する県民の意識高揚を図るため、オレンジリボンキャンペーンを推進している。

また、平成18年6月から24時間電話通報に応じられるよう休日夜間通報窓口を運営しており、令和3年10月からは、民間委託を開始するとともに回線数を増やし体制を強化した。また、令和5年度から熊谷児童相談所に一時保護所を開設した。

令和2年9月からは、LINEによる相談窓口を開設した。

さらに、令和2年1月27日から児童虐待情報を警察署と児童相談所がリアルタイムで全共有できる新たなシステムを導入したほか、児童の安全確認に関して一部民間に委託するなど関係機関との連携を強化している。

(3) 子供の人権の尊重

子供に関わる電話相談窓口として「子どもスマイルネット」を設置し、相談に応じている。令和4年度の電話相談件数は3,073件で、そのうち子供からの相談は380件であった。

いじめや体罰など子供の権利侵害に関する相談については、「子どもの権利擁護委員会」が調査・調整を行い、救済に向けて取り組んでいる。また、子供の権利擁護について、子供及び周囲の大人に対する啓発を行っている。

また、特に社会的養護を必要とする児童を対象とした「意見表明及び意見形成」を支援する取組については、令和6年度からの実施に向けて検討を進めている。

(4) 高齢者虐待への対応

高齢者虐待防止法が平成18年4月に施行され、通報や見守りの意識の啓発も進んできたことにより、高齢者への虐待を疑う通報が増加している。

高齢者虐待防止法では、市町村が虐待の防止、虐待を受けた高齢者の保護、養護者への支援等を行うこととなっている。このため、市町村における相談窓口の整備、相談員の養成、民間団体を含むネットワークの構築が必要となっている。県では、高齢者虐待の事案に直接対応する「高齢者虐待対応専門員」の養成を行っており、平成18年度から専門的な研修を実施し、これまでに令和5年3月末で3,376人の「高齢者虐待対応専門員」を養成した。

引き続き「高齢者虐待対応専門員」を養成するとともに、高齢者虐待対応専門員を対象としたフォローアップ研修を実施していく。

さらに介護施設等の管理者等を対象に研修を開催するなど、高齢者虐待防止の啓発活動に継続して取り組んでいく。

(5) 障害者虐待防止対策の充実

平成24年10月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行された。県では、虐待の早期発見、早期対応のため広報・啓発を行っているほか、市町村職員や障害者施設従事者向けに虐待防止研修を実施している。

■虐待防止研修参加者数の推移

年度	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
参加者数	591人	796人	836人	603人	1,327人	1,652人	2,631人

県障害者支援課調

2 権利擁護

認知症高齢者や障害者が、不当または不利な扱いを受けることなく生活ができるように、権利擁護事業を進めている。

また、福祉サービス利用者からの苦情を受け付け、公正中立の立場から、その解決を支援している。

(1) 成年後見制度

認知症高齢者や障害者の権利擁護のための制度として、成年後見制度があり、身寄りのない認知症高齢者等への成年後見の開始を市町村長が申し立てることができる。

さいたま家庭裁判所管内における成年後見制度の申立件数は、令和 4 年は 1,701 件であり、そのうち市町村長申立の件数は、474 件である。

なお、成年後見制度の利用者数は認知症高齢者の数と比較して著しく少ない状況にあり、成年後見制度の利用を促進するため、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が平成 28 年 5 月に施行された。

同法で、市町村は成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされた。

(2) 要援護高齢者等支援ネットワークの構築

高齢者が高額のリフォーム契約を結ばされるなどの事件をきっかけに、県では、民生委員・児童委員、自治会、金融機関、電気・ガス会社、新聞販売店などで構成される「要援護高齢者等支援ネットワーク」の構築を支援している。

平成 24 年 12 月には、県内全市町村においてネットワークが整備された。

(3) 運営適正化委員会

福祉サービス利用者の苦情で、当事者間で解決が困難な場合、埼玉県社会福祉協議会が設置する「運営適正化委員会」において、公正中立の立場から、両者の話し合いの仲介や解決策のあっせんなどを行っている。

埼玉県の総合計画における施策指標

埼玉県5か年計画～日本一暮らしやすい埼玉へ～（R4年度～R8年度）

将来像1 安心・安全の追求～Resilience～ レジリエンス

■針路2：県民の暮らしの安心確保

・施策10：生活の安心支援

こどもの居場所の数

策定時
380 か所
(令和2年度)

最新値
628 か所
(令和4年度)

目標値
800 か所以上
(令和8年度)

生活保護世帯の中学3年生の学習支援事業利用率

策定時
43.7%
(令和2年度)

最新値
36.3%
(令和4年度)

目標値
60.0%
(令和8年度)

ケアラー支援を担う福祉・教育部門の人材育成数

策定時
—

最新値
1,616 人
(令和4年度)

目標値
7,000 人
(R4~R8年度の累計)

■針路3：介護・医療体制の充実

・施策11：地域で高齢者が安心して暮らせる社会づくり

75～79歳の要介護認定率

策定時
11.6%
(令和2年)

最新値
11.1%
(令和4年)

目標値
11.6%未満
(令和8年)

・施策12：介護人材の確保・定着対策の推進

介護職員数

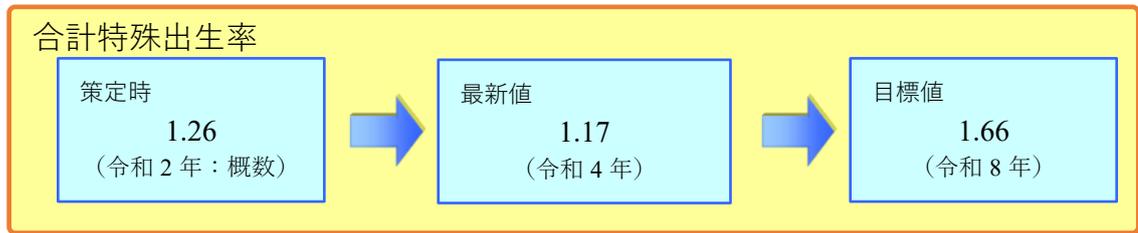
策定時
93,494 人
(R1.10.1)

最新値
98,781 人
(R4.10.1)

目標値
117,500 人
(R8.10.1)

■針路 4：子育てに希望が持てる社会の実現

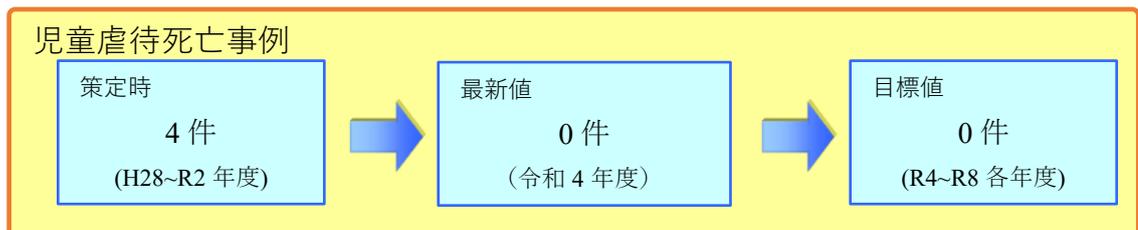
・施策 16：きめ細かな少子化対策の推進



・施策 17：子育て支援の充実

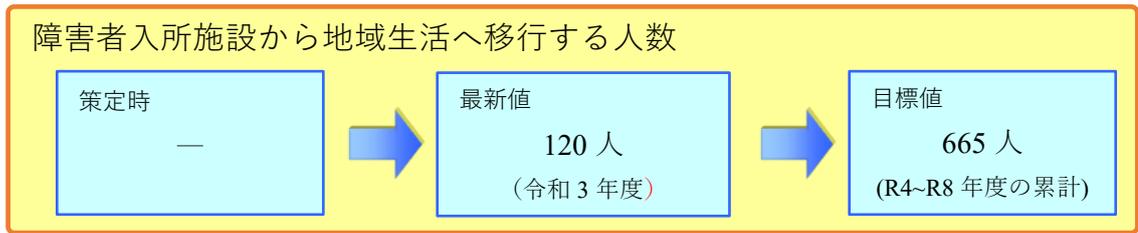


・施策 18：児童虐待防止・社会的養育の充実



■針路 7：誰もが活躍し共に生きる社会の実現

・施策 30：障害者の自立・生活支援



【データ編】社会福祉全般

1 埼玉県シラコバト長寿社会福祉基金の推移

年度	基金積立金			事業支出金	年度末 現在高
	民間寄附金	運用益金	計		
平成 29 年度	22,723 千円	5,328 千円	28,050 千円	109,787 千円	1,209,604 千円
平成 30 年度	9,089 千円	4,805 千円	13,895 千円	97,585 千円	1,125,912 千円
令和元年度	6,832 千円	4,138 千円	10,970 千円	105,097 千円	1,031,785 千円
令和 2 年度	6,931 千円	3,516 千円	10,447 千円	89,438 千円	952,794 千円
令和 3 年度	9,268 千円	2,687 千円	11,955 千円	95,125 千円	869,624 千円
令和 4 年度	14,459 千円	2,230 千円	16,689 千円	94,429 千円	791,884 千円

2 埼玉県福祉人材センター相談実績

年度	求人相談	求人数	求職相談	求職者数	採用報告
平成 29 年度	5,098 件	20,120 人	13,001 件	3,004 人	1,493 人
平成 30 年度	4,862 件	19,094 人	11,434 件	2,898 人	1,422 人
令和元年度	4,482 件	17,778 人	11,209 件	2,559 人	1,333 人
令和 2 年度	3,497 件	15,204 人	8,609 件	2,369 人	1,186 人
令和 3 年度	3,251 件	14,817 人	7,812 件	2,593 人	1,166 人
令和 4 年度	3,727 件	17,720 人	9,804 件	2,748 人	1,263 人

3 生活保護：年度別月平均保護世帯、人員、保護率

年度	被保護世帯数	被保護人員	保護率
平成 29 年度	73,870 世帯	97,654 人	1.34%
平成 30 年度	74,538 世帯	97,130 人	1.33%
令和元年度	75,418 世帯	97,106 人	1.32%
令和 2 年度	76,350 世帯	97,127 人	1.32%
令和 3 年度	77,287 世帯	97,189 人	1.32%
令和 4 年度	75,413 世帯	97,590 人	1.33%

【データ編】高齢者関係

1 第一号被保険者数・要介護(支援)認定者数（65歳以上）・要介護認定率の推移(直近5年)

年度	第一号被保険者(65歳以上)		要介護(支援)認定者		認定率
	人数	前年度比	人数	前年度比	
H30	1,911,842	1.6%増	287,617	4.4%増	15.0%
R1	1,938,130	1.4%増	298,293	3.7%増	15.4%
R2	1,957,911	1.0%増	308,678	3.5%増	15.8%
R3	1,968,336	0.5%増	318,888	3.3%増	16.2%
R4	1,972,565	0.2%増	328,436	3.0%増	16.7%

2 年齢階級別要介護(支援)認定率の状況（令和4年12月末）

年齢階級	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上
認定率	2.6%	5.4%	11.1%	23.9%	45.8%	72.6%

※令和4年12月末の各年齢階級別認定者数÷令和5年1月1日町丁字別の各年齢階級別人口

3 介護保険料の推移

計画期間	第1期 H12～14	第2期 H15～17	第3期 H18～20	第4期 H21～23	第5期 H24～26	第6期 H27～29	第7期 H30～R2	第8期 R3～R5
介護給付費（各期 3年間の平均）	1,235 億円	1,884 億円	2,273 億円	2,817 億円	3,447 億円	3,934 億円	4,216 億円	—
伸び率	—	52.6%	20.6%	23.9%	22.4%	14.1%	7.2%	—
介護保険料	2,644円	2,859円	3,577円	3,720円	4,506円	4,835円	5,058円	5,481円
伸び率	—	8.1%	25.1%	4.0%	21.1%	7.3%	4.6%	8.4%

4 施設・事業者の状況

施設・事業所	R2.3.31現在		R3.3.31現在		R4.3.31現在		R5.3.31現在	
	施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数
特別養護老人ホーム (整備数)	433	37,021	441	37,959	444	38,928	451	39,105
介護老人保健施設 (整備数)	163	17,434	163	17,244	163	17,270	163	17,270
(内)介護療養型老健	3	384	2	210	2	210	2	210
介護医療院(整備数)	6	528	10	901	12	1,062	16	1,251
特定施設入居者生活介護 (指定数)	496	29,916	513	30,889	525	31,500	556	33,296
有料老人ホーム	396	24,640	404	25,186	411	25,672	425	26,586
サービス付き高齢者向け住宅	73	3,614	81	4,011	86	4,257	102	5,019
ケアハウス	21	1,093	22	1,123	23	1,152	24	1,272
養護老人ホーム	6	569	6	569	5	419	5	419
療養病床(医療＋介護)を 有する病院・診療所(内老 人性認知症疾患療養病棟 を除く)	127 (126)	11,783 (11,423)	124 (124)	11,491 (11,251)	124 (124)	11,318 (11,198)	125 (125)	11,249 (11,198)
内介護療養型医療施設 (内老人性認知症疾患 療養病棟を除く介護療 養病床)	10 (9)	833 (593)	9 (8)	779 (539)	7 (6)	545 (425)	4 (3)	307 (247)
軽費(ケアハウス)	73	3,587	74	3,617	75	3,646	76	3,796
軽費A型	7	550	7	550	7	550	7	550
養護老人ホーム	18	1,274	18	1,274	18	1,274	18	1,274
有料老人ホーム	633	33,170	669	35,100	696	35,904	743	37,754
サービス付き高齢者向け 住宅	409	15,078	442	16,607	458	17,417	466	17,782
デイサービスセンター		2,225		2,212		2,258		2,241
短期入所(ショート)		567		575		583		585
訪問看護ステーション		494		560		629		711
定期巡回・随時対応型訪問 介護看護		59 (54市町)		68 (55市町)		73 (54市町)		77 (54市町)
複合型サービス		14		19		25		30
小規模多機能型居宅介護		135		142		145		148
認知症高齢者グループホ ーム		439		447		450		463
地域包括支援センター		283(R2.4.1)		286(R3.4.1)		288(R4.4.1)		289(R5.4.1)
在宅介護支援センター		53(R2.4.1)		56(R3.4.1)		50(R4.4.1)		51(R5.4.1)

5 介護保険施設等の整備見込（各年度末定員総数：高齢者支援計画）

施設等	令和3年度実績	令和4年度実績	令和8年度目標
特別養護老人ホーム	38,298人分	39,105人分	*45,251人分
介護老人保健施設	17,270人分	17,270人分	17,055人分
介護医療院	1,062人分	1,251人分	2,792人分

*「特別養護老人ホーム」の目標年度は令和10年度

6 福祉・介護人材の状況（国家資格等に係る人材）

人材の種類	従事者等の状況		備考
介護支援専門員 (ケアマネジャー)	介護支援専門員証所持者数	14,171人	令和5年12月末
	居宅介護支援事業所の従事者数(非常勤を含む)	5,529人	令和5年12月末
介護職員数	介護職員従事者数(非常勤を含む)	98,862人	令和4年度
社会福祉士	登録者数	15,831人 (全国287,179人)	令和5年12月末
介護福祉士	登録者数	91,616人 (全国1,940,958人)	令和5年12月末
理学療法士	会員数	5,419人	令和6年1月末
作業療法士	会員数	1,499人	令和6年1月末

介護支援専門員（ケアマネジャー）：高齢者福祉課調

介護職員数：介護サービス施設・事業所調査から厚労省推計

社会福祉士・介護福祉士：公益財団法人社会福祉振興・試験センター

7 介護人材の需給推計 厚生労働省

(単位：人)

	2022年度 (R4)	2025年度 (R7)			
		需要見込み	供給見込み	充足率	需給ギャップ
埼玉	98,862	114,644	102,408	89.3%	12,236
全国	2,154,477	2,426,079	2,205,248	90.9%	220,831

8 介護職員の有効求人倍率・離職率

	求人倍率 R5.12	離職率						
		H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
埼玉	4.87	22.1%	16.7%	16.8%	18.9%	16.1%	14.9%	15.0%
千葉	4.45	17.8%	15.4%	16.9%	18.8%	19.9%	14.3%	14.4%
東京	8.35	14.9%	16.4%	15.0%	17.9%	15.1%	14.1%	15.2%
神奈川	4.40	16.4%	18.6%	15.0%	15.6%	14.7%	14.8%	16.0%
全国	4.44	16.7%	16.2%	15.4%	15.4%	14.9%	14.3%	14.4%

9 県内の老人クラブ数及び会員数の推移 (各年3月31日現在)

年次	老人クラブ数	老人クラブ会員数
平成29年	3,073 クラブ	170,701 人
平成30年	3,009 クラブ	165,207 人
平成31年	2,957 クラブ	159,584 人
令和2年	2,893 クラブ	153,257 人
令和3年	2,804 クラブ	144,952 人
令和4年	2,688 クラブ	134,035 人
令和5年	2,559 クラブ	124,224 人

【データ編】 障害者関係

1 障害者（児）施設の事業所数・定員数（令和4年度末）

障害者施設・事業所の種類	施設・事業所数	定員(人)
施設入所支援	104	6,317
療養介護	8	871
生活介護	510	15,414
自立訓練(機能訓練)	13	308
自立訓練(生活訓練)	53	775
宿泊型自立訓練	9	167
就労移行支援	207	3,122
就労継続支援 A 型	119	2,195
就労継続支援 B 型	577	12,387
就労定着支援	108	—

※多機能型の施設・事業所については、実施している各サービスの施設・事業所数にそれぞれ計上している。

障害児施設の種類	施設数	定員(人)
福祉型障害児入所施設	5	215
医療型障害児入所施設	7	715
福祉型児童発達支援センター	40	1,255

※多機能型の施設については、実施している各サービスの施設数にそれぞれ計上している。

2 障害児通所支援事業（児童発達支援事業所・放課後等デイサービス）の状況

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業所数	681 か所	763 か所	847 か所	945 か所	1,082 か所	1,200 か所
定員数	6,898 人	8,736 人	9,371 人	10,287 人	11,684 人	13,002 人

【データ編】 子供・子育て関係

1 年度別保育所・幼保連携型認定こども園設置状況（各年度4月1日現在）

(1) 保育所

年度	施設数	定員	入所児童数	入所率
平成31年度	1,268 施設	110,152 人	106,484 人	96.6%
令和2年度	1,303 施設	113,231 人	107,743 人	95.2%
令和3年度	1,357 施設	117,331 人	109,277 人	93.1%
令和4年度	1,390 施設	119,683 人	110,002 人	91.9%
令和5年度	1,409 施設	121,079 人	111,080 人	91.7%

(2) 幼保連携型認定こども園

年度	施設数	定員	入所児童数	入所率
平成31年度	96 施設	8,675 人	8,379 人	96.6%
令和2年度	109 施設	10,142 人	9,879 人	97.4%
令和3年度	114 施設	10,542 人	10,266 人	97.4%
令和4年度	121 施設	11,155 人	10,893 人	97.7%
令和5年度	131 施設	12,031 人	11,745 人	97.6%

2 保育所待機児童の状況（各年度4月1日現在）

年度	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	計
平成31年度	97 人	777 人	234 人	83 人	17 人	1,208 人
令和2年度	65 人	821 人	131 人	60 人	6 人	1,083 人
令和3年度	23 人	245 人	91 人	23 人	6 人	388 人
令和4年度	12 人	213 人	47 人	19 人	5 人	296 人
令和5年度	4 人	270 人	51 人	20 人	2 人	347 人

3 認可外保育施設の状況（各年度4月1日現在）

年度	施設数	児童数
平成31年度	751 施設	9,038 人
令和2年度	1,031 施設	10,055 人
令和3年度	1,034 施設	9,288 人
令和4年度	974 施設	8,911 人
令和5年度	944 施設	—

4 保育所の子育て支援事業（各年度10月1日現在 保育関係状況調査）

事業名	実施保育所数				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一時・特定保育 (自主事業含む)	436 か所	439 箇所	447 箇所	467 箇所	486 箇所

5 地域子育て支援拠点（各年度3月末現在）

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
拠点数	564 か所	569 か所	579 か所	578 か所	583 か所

6 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）実施状況（各年度5月1日現在※令和2年度のみ7月1日現在）

年度	受入枠数
令和元年度	70,923 人
令和2年度	73,251 人
令和3年度	75,801 人
令和4年度	77,729 人
令和5年度	79,017 人

7 児童養護施設定員等の推移（各年度末日現在）

年月	施設数	定員	入所者数	入所率
平成30年度	22 施設	1,400 人	1,229 人	87.8%
令和元年度	22 施設	1,401 人	1,229 人	87.7%
令和2年度	22 施設	1,401 人	1,199 人	85.6%
令和3年度	22 施設	1,401 人	1,148 人	81.9%
令和4年度	22 施設	1,401 人	1,387 人	82.7%

8 乳児院定員等の推移（各年度末日現在）

年月	施設数	定員	入所者数	入所率
平成30年度	6 施設	214 人	164 人	76.6%
令和元年度	8 施設	249 人	186 人	74.7%
令和2年度	8 施設	249 人	178 人	71.5%
令和3年度	8 施設	249 人	181 人	72.3%
令和4年度	8 施設	249 人	176 人	70.7%

9 里親、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）、委託児童の状況

	H31.3	R2.3	R3.3	R4.3	R5.3
登録里親数	721 世帯	774 世帯	798 世帯	811 世帯	861 世帯
受託里親数	232 世帯	235 世帯	249 世帯	262 世帯	258 世帯
受託率	32.2%	30.4%	31.2%	32.3%	30.0%
委託児童数	270 人	281 人	298 人	313 人	297 人
ファミリーホーム数	29 ホーム	31 ホーム	33 ホーム	34 ホーム	34 ホーム
委託児童数	124 人	131 人	135 人	132 人	130 人

1 0 児童相談所における虐待相談の対応状況

	身体的虐待	保護の怠慢・拒否	性的虐待	心理的虐待	計
30年度	3,214	2,717	115	9,288	15,334
割合%	21.0	17.7	0.7	60.6	100.0
R元年度	3,747	2,727	164	10,835	17,473
割合%	21.4	15.6	0.9	62.0	100.0
R2年度	3,819	2,339	142	10,602	16,902
割合%	22.6	13.8	0.8	62.7	100.0
R3年度	3,742	2,352	157	11,355	17,606
割合%	21.3	13.4	0.9	64.5	100.0
R4年度	4,030	3,208	208	11,431	18,877
割合%	21.3	17.0	1.1	60.6	100.0

1 1 一時保護所入所児童数推移

(単位：人)

児童相談所	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
中央	252	264	213	214	301
南	299	306	274	243	306
所沢	281	294	252	276	279
越谷	175	190	205	262	296
計	1,007	1,054	944	995	1,182

1 2 母子・父子自立支援員等による相談件数（主な相談内容）の推移

年度	貸付	就労	教育	家庭紛争	医療・健康	その他	計
H30	8,576 件	9,536 件	2,584 件	538 件	855 件	5,621 件	27,710 件
R1	12,130 件	8,694 件	3,425 件	754 件	1,121 件	7,645 件	33,769 件
R2	7,296 件	12,590 件	1,698 件	351 件	489 件	3,787 件	26,211 件
R3	8,009 件	10,289 件	1,822 件	347 件	558 件	4,100 件	25,125 件
R4	9,260 件	11,061 件	2,126 件	413 件	618 件	5,194 件	28,672 件

1 3 児童扶養手当及び特別児童扶養手当 受給者数

年度	児童扶養手当	特別児童扶養手当
平成30年度	44,139 人	8,763 人
令和元年度	42,205 人	8,871 人
令和2年度	40,730 人	9,063 人
令和3年度	39,656 人	9,244 人
令和4年度	37,841 人	9,411 人

1 4 子どもの権利擁護委員会運営状況

(1) 主たる相談内容別件数

年度	電話相談件数（うち子供本人）						合計
	いじめ	体罰	虐待	不登校	学校の不適切な対応等	その他	
30	87 (41)	12 (4)	37 (18)	103 (4)	158 (35)	2,791 (370)	3,188 (472)
R1	74 (30)	5 (0)	59 (20)	136 (28)	138 (23)	2,876 (362)	3,288 (463)
R2	64 (35)	6 (1)	55 (14)	179 (15)	155 (22)	3,084 (446)	3,543 (533)
R3	43 (21)	0 (0)	66 (15)	232 (18)	178 (23)	2,999 (383)	3,518 (460)
R4	49 (24)	1 (1)	54 (19)	161 (11)	140 (23)	2,668 (302)	3,073 (380)

※その他には、交友関係、思春期、進路、非行、子育て（養育不安、家庭環境、子供の性格・行動）等が含まれる

(2) 委員会審議状況等

年度	面接相談案件		終結案件
	継続	新規	
30	3 件	10 件	5 件
R1	8 件	8 件	9 件
R2	7 件	7 件	11 件
R3	3 件	5 件	6 件
R4	2 件	6 件	5 件

埼玉の福祉

〈令和6年3月改定〉

埼玉県福祉部福祉政策課

■ 電 話 : 048-830-3391

■ F A X : 048-830-4801